

令和 7 年 第 2 回 (定例)
須恵町議会会議録

令和 7 年 6 月 6 日
令和 7 年 6 月 9 日
令和 7 年 6 月 13 日

議会事務局

目 次

第 1 号 (6 月 6 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	4
町長諸報告	5
教育行政報告	6
議会報告	9
議案第 31 号	11
議案第 32 号	12
議案第 33 号	14
議案第 34 号	15
議案第 35 号	16
議案第 36 号	17
議案第 37 号	18
議案第 38 号	18
議案第 39 号	19
議案第 40 号	20
議案第 41 号	20
議案第 42 号	21
議案第 43 号	23
議案第 44 号	24
報告第 1 号	24
散会	26

第 2 号 (6 月 9 日)

議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	27

議会事務局職員出席者	27
説明のため出席した者	27
開 議 宣 言	29
2番 議員 川原 幸治	29
1番 議員 平山 諭	36
7番 議員 川口 満浩	41
13番 議員 田ノ上 真	49
3番 議員 白水 春夫	57
5番 議員 男澤 一夫	61
散 会	67

第 3 号（6月13日）

議 事 日 程	68
本日の会議に付した事件	68
出 席 議 員	69
欠 席 議 員	70
議会事務局職員出席者	70
説明のため出席した者	70
開 議 宣 言	71
議案第 31 号	71
議案第 32 号	72
議案第 33 号	73
議案第 34 号	75
議案第 35 号	76
議案第 36 号	77
議案第 37 号	78
議案第 38 号	79
議案第 39 号	80
議案第 40 号	81
議案第 42 号	82
議案第 43 号	83
議案第 44 号	84
議案第 45 号	85
議案第 46 号	86
議案第 47 号	86
休憩（委員会審査）	
議案第 45 号	87
議案第 46 号	88

議案第 47 号	89
委員会の閉会中の継続調査について	90
議員の派遣について	90
閉 会	91

令和7年 第2回（定例）須恵町議会会議録（第1日）

令和7年6月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和7年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第31号 令和6年度須恵町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第32号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第33号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 9 議案第34号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 10 議案第35号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第36号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第37号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第38号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第39号 財産の貸付の変更について
- 日程第 15 議案第40号 財産の取得について
- 日程第 16 議案第41号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 17 議案第42号 令和7年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第43号 令和7年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 議案第44号 令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 20 報告第 1号 令和6年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 31 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 32 号 令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 33 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 9 議案第 34 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 10 議案第 35 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 36 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 37 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 38 号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 39 号 財産の貸付の変更について
- 日程第 15 議案第 40 号 財産の取得について
- 日程第 16 議案第 41 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 17 議案第 42 号 令和 7 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 43 号 令和 7 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 44 号 令和 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 報告第 1 号 令和 6 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

出 席 議 員 (12 名)

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稻 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	欠 員

12番	三上政義	13番	田ノ上真
14番	松山力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	吉開英
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稻永修司
教育長	猪股清貴	総務課長	諸石豊
公園緑地課長	世利昌信	こども家庭課長	吉川聰士
地域振興課長	平山幸治	都市整備課長	中牟田健
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田敦
会計管理者	横山剛	学校教育課長	吉本孝治
健康増進課長	舛本直明	ふるさと応援課長	船井弘喜
まちづくり課長	櫻木美奈子	税務課長	安河内高利
子育て支援課長	稻岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦
上下水道課事業課長	岩崎勝	上下水道課管理課長	権藤武範
総務課参考	黒川忠敬	総務課課長補佐	石津伸篤
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。令和7年度初めての定例会でございます。慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

開会前に広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があつておる、許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまから令和7年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議会運営委員長（川口 満浩） おはようございます。令和7年第2回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

5月30日午前10時から、議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は15件、町長諸報告1件、教育長の教育行政報告及び閉会中の組合議会報告2件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会7件、予算審査特別委員会2件です。

なお、議案第41号の人事案件は、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

ほかに陳情が1件提出されておりますが、議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日6日から13日までの8日間としております。

次に、日程でございますが、本日、当初本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。9日、午前10時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。10日、午前10時から予算審査特別委員会、終了後に各常任委員会を開催いたします。13日、午前10時から最終本会議を開催し、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月13日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月13日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番議員、9番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、町長諸報告をさせていただきます。

防災体制の充実強化について

今回は1件でございます。防災体制の充実強化についてでございます。今年も梅雨の時期となりましたので、防災体制の充実強化について御報告申し上げます。

御承知のとおり近年、異常気象による災害が頻発しており、防災体制の強化は行政に課せられた重要な使命でございます。当町におきましても、その充実強化に鋭意取り組んでいるところでございます。

まず、町内の防災拠点についてでございますが、昨年度末に、須恵町中部防災センターが竣工いたしました。

これに伴い、本年5月1日には、この中部防災センターに加え、カルチャーセンター、すこやかコミュニティセンター、そして、ふれあいコミュニティセンターを指定避難所及び指定緊急避難場所に指定いたしました。さらに、アザレアホール須恵を指定福祉避難所に指定いたしました。

これらの指定により、災害対策基本法に基づいた地域防災計画や、ハザードマップなどの見直し作業に現在着手しているところでございます。

また、今年度は、国庫補助金である、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用しまして、避難所への装備や資材・機材の充実を図ってまいります。

次に、災害時の人的・組織的体制についてでございます。

警報などが発令された際には、災害発生の有無にかかわらず、24時間365日、昼夜を問わず24名の職員が参集し、初動体制に当たります。私を含め特別職も役場に参集し、災害対応に万全を期しております。

また、台風などの悪天候が想像される場合は、須恵町を管轄する自衛隊が須恵町役場に先行配置され、有事に備えます。

加えて、気象庁のホットラインを通じて予報官から最新の気象情報を入手し、避難情報の発令などに役立てております。

さらに、広域連携の強化も進めております。先月には、柏屋警察署が事務局を務める、糟屋地区合同災害対策連絡会議が発足いたしました。

この会議には、1市7町の首長、防災担当課、消防、そして自衛隊も出席し、糟屋地区全体での協力体制が確保されたところでございます。

今後も、町民の皆さん的安全、安心を守るため、防災体制のさらなる充実強化に努めてまいります。

報告としては以上でございますけれども、通常の災害対応における防災無線については、風雨関係、特に台風のときは、聞こえづらいとかいろんな問題を御指摘いただいております。

自主防災組織あるいは行政区長さんのほうには通達っていうか説明しているんですけども、災害発生時に防災無線が昼であろうが夜中であろうが出た場合、男性の声で何か言っているという場合は、私が直接、ライブで話をしているときです。これは緊急体制、一番危ない状況になる寸前に、私がマイクを通して全員に呼びかけております。

ですから、区長さん、あるいは自主防災組織の役員さんのほうにはお伝えしていますけれども、もし、そういう状況の中で男性の声が聞こえた場合は、避難しなさいということなんだということで理解してください。ということを説明しております。

今年も、区長会あるいは自主防災組織のほうにはこの点を通知してまいりますけれども、議員各位も町民の方々と触れ合う時期が多いでしょうから、この件については普及啓発していただけたらと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いいたします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

日程第4. 教育行政報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 議員の皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、令和7年度の教育施策に基づいて教育行政報告を申し上げます。

内容は、学校教育課関係が3点、社会教育課関係が3点、そして、子育て支援課関係が2点でございます。

まずは、学校教育課関係についてです。

1点目は、中学生の海外派遣事業についてです。

本議会での御理解も頂き、来月7月26日土曜日から30日水曜日までの4泊5日の予定で、英語を公用語としているシンガポールに中学生を派遣いたします。

これに向けては、本年2月から広報すえや須恵町LINEを通じて、中学1、2年生を対象に広く広報を行ってまいりました。合計59名の応募があり、抽せんの結果、15名の中学生を派遣することが決定いたしました。引率教員3名と看護師、添乗員を含め計20名の派遣団を結成し、現在、第1回目の説明会を終えたところです。

研修結果につきましては、帰国後の8月20日14時から、この議場をお借りして議員の皆様に報告する場を計画しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

2点目は、小学校の6年生を対象とした外国語活動の充実についてです。

外国語の習得にはアウトプットする場の工夫がより重要であるということが言われております。小学校でも、外国語活動から教科である外国語としての取扱いになりました。子どもたちは、教室で習った英語が実際にネイティブの方々に通じるのかどうか、それを試すことで大きな効果が期待できます。

ALTによる指導は行っていますが、あくまでも35対1の関係であり、1人当たりの会話は制限されてしまいます。

そこで、リモートではありますが、海外のネイティブ1人に3人の児童という環境を整え、重点的なアウトプットする場を年間2回設定しております。昨年は、試用期間として1回実施したのですが、子どもたちと教員の反応は大変よく、日常の外国語学習の動機づけになったという結果が出ております。今年は、中学校でもモデル事業として実施したいというふうに考えております。

3点目は、3学期制の本格的な実施です。

これについては、昨年度から議会でも報告し、御理解を得ながら変更させていただきました。当然、通知表は年3回発行されますので、子どもや家庭にとって、長期休暇前に学習の定着度を知ることができ、休み中の主体的な学びに生かすことができると考えております。

また、中学校においては、定期テストの準備が短いスパンで行うことができ、計画的な家庭学習の定着が期待できること、さらに、現在、前倒しされ1月中旬から実施されております、各種高等学校への入試へも対応できるものと考えております。

また、3学期制への移行に伴い、夏休みについても期間を変更しております。

ここ数年の猛暑により、夏場はほぼ毎日、暑さ指数が危険を示す31を超える日が続いております。そこで、これまで8月20日までであった夏休みを25日まで延ばし、26日の始業式の翌日から給食を提供することといたしました。これにより、暑い中、子どもたちがおなかを空かせて帰宅するがないようにいたしました。

次に、社会教育課関係でございます。

1点目は、部活動地域展開の推進についてです。

今年の5月に発表されました「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終取りまとめでは、学校と地域を2項対立で捉えるのではなく、双方が連携協力して活動を行うことによって、生徒の多種多様な体験や、学校の垣根を越えた仲間や幅広い世代との豊かな交流などの新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指していくという意図を込め、「地域移行」という言葉から「地域展開」という名称に変更されております。

本町では、昨年度から令和8年度の休日完全移行に向けて、地域指導者によるモデル事業を、陸上、剣道、太鼓の3部で活動をスタートさせました。

本年度は、その3部の継続に加え、新たな部の活動の拡充を図り、引き続き実践を通して、教員や保護者、地域住民の理解を広めつつ、活動をつかさどる運営体制の構築にも重点を置き、検証を進めてまいります。

2点目は、社会教育活動の充実についてです。

分館活動を取り巻く状況は、共働き世帯の増加や核家族化などライフスタイルの変容を背景に、組合加入率の低下が本町に限らず社会的な課題となっております。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により各種行事が約3年間中止となつたことで、再度行事を見直す機会ができました。

そこで、地域課題の現状を踏まえ、社会教育、学校教育関係者、学識関係者等で組織する社会教育委員会では、主に分館規模での参加となる、町民バレーボール、ソフトボール、綱引き大会の3つのスポーツ行事を対象に、参加者、分館役員、主催者の方々にアンケート調査を実施し、検証結果にまとめた提言書を、このたび教育委員会に提出いただきました。

その中で、本町の行事の多くは長い歴史があり、選手だけでなく応援者も含め幅広い年代の方が参加でき、分館内外を問わず貴重な交流機会になっていることや、運動機会の創出、健康意識の醸成にも役立っているといった肯定的な意見も多数を占め、「人づくり」「絆づくり」「地域づくり」に貢献する大変意義のある行事である一方、今後より一層の充実を図るためということで、開催の意義や目的の再確認や選手集めなど、分館役員の負担軽減の必要性も指摘されております。

教育委員会といたしましては、この提言を基に、主催者の社会教育団体と参加者となる分館にコンセンサスを取り、柔軟な改善、付加・修正サイクルを再認識することで、町民の皆様方にとつて、よりよい地域行事につなげてまいりたいと考えております。

3点目は、町内の公共施設内的一部を学習スペースとして開放する件についてです。

昨年、社会福祉協議会50周年記念行事において、高校生の意見発表の中で、町内に学習スペースを設置してほしいという願いが寄せられました。この意見を真摯に受け止め、関係各課と協議を進め、中高生の自主学習を応援するため、町内公共施設内的一部を学習スペースとして開放いたします。

議会の皆様の御理解、御協力もあり、本会議場も開放していただけたことになりました。ありがとうございます。

開放する施設や利用条件などの詳細は、7月広報紙に掲載を予定しております。

公共施設を活用する学習支援は、単に学習環境の提供にとどまらず、地域とのつながりや社会性の向上も期待できるものと考えております。

最後に、子育て支援課関係2点です。

1点目は、総園長の配置です。

文科省が推進する幼保小の架け橋プログラムの充実に向け、その中心となって、町内の私立の保育所、こども園と連携を取りながら、小学校への橋渡しをする業務を担っていただくために、須恵みなみ幼稚園に総園長を配置させていただきました。これにより、幼稚園から幼稚園となつたみなみ幼稚園において、従来の園長が保育部門と幼稚園部門との連絡調整等、運営の充実に専念できる体制も整えてまいります。

2点目は、第3期子ども・子育て支援事業計画についてです。

子ども・子育て会議により、2年間にわたる審議を経て策定いただきました。

本計画は、令和7年度から11年度までの5年間の、須恵町における子どもや子育て世帯に対する支援を、総合的・計画的に進めるためのものです。

具体的な内容につきましては、月曜日に予定されております全員協議会において報告をさせていただきますが、全ての子どもや子育て家庭が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、「こどもまんなか 笑顔輝く未来をつなぐまちづくり」を基本理念として、須恵町の実情や児童、保護者の意見を反映させながら、子どもや子育て家庭を支援する計画となっております。

今後は本計画に基づき、関係機関と連携を一層深めながら、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、引き続き教育行政に対し御理解と御支援をお願いいたします。

また、来週12日には、園・学校説明会を実施いたしますので、ぜひ御参加くださいますよう重ねてお願い申し上げ、教育行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより教育長の教育行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

日程第5. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に、粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

6番、稻永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） おはようございます。令和7年5月19日月曜日に行われました令和7年第2回（5月）粕屋南部消防組合議会臨時会について、御報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第2、議長の選挙は、粕屋町の末若憲治議員が選出されました。

日程第3、副議長の選挙は、宇美町の古賀ひろ子議員が選出されました。

日程第8、議案第9号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、粕屋南部消防組合監査委員の只松秀樹議員の任期満了に伴う後任委員の選任について、議会の同意を求めるもので、松山力弥議員が選任され、全員賛成で同意しました。

日程第9、議案第10号財産の取得（消防救急デジタル無線 携帯型・可搬型移動局無線装置）については、財産を取得するため、議会の承認を得るもので、目的、消防救急デジタル無線携帯型・可搬型移動局無線装置購入、方法、指名競争入札、金額、1,783万6,500円、契約先、株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部部長畠崎浩成となっており、全員賛成で可決しました。

以上をもちまして、令和7年第2回（5月）粕屋南部消防組合議会臨時会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 令和7年5月26日に行われました須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会について、御報告いたします。

それぞれの議事日程及び議員名簿につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第1、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議長の選出については、篠栗町の村瀬敬太郎議員、

日程第2、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会副議長の選出については、粕屋町の田代勘議員が選出されました。

日程第6、議案については、今回2件上程されております。

議案第6号は、令和7年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ837万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,204万1,000円とするものです。

主なものとしまして、歳入につきましては、須恵町分担金が266万4,000円の増額となっております。

歳出の増額の要因としましては、ソフトウェアライセンス手数料の補正額26万7,000円、不適物除去車購入費の補正額811万2,000円の増額になっております。

全員賛成で可決しております。

議案第7号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選任については、私、男澤一夫が選任され、出席者全員賛成で同意されました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので御参照ください。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第41号の人事案件につきましては、議会運営委員会の報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第6. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第31号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書は1ページをお願いします。

議案第31号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてでございます。

令和6年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第9号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和6年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ511万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億2,892万5,000円とするものでございます。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いします。

まず、歳入からでございます。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、3月末の交付決定額に合わせまして、それぞれ増額及び減額補正をしております。

16款財産収入1項財産運用収入で、財政調整基金利子41万1,000円、2項財産売払い収入で不動産売払い収入969万9,000円の増額補正です。

17款寄附金、まち・ひと・しごと創生推進寄附金及び一般寄附金で225万7,000円の増額補正です。

3ページ、18款繰入金は、財政調整基金繰入金8,873万2,000円の減額補正です。

4ページをお願いします。

歳出です。

2款1項総務管理費1,011万円の増額補正は、基金管理事務の増額補正です。

3款1項社会福祉費437万6,000円の減額補正は、国民健康保険特別会計の決算見込みによります繰出金の減額補正でございます。

13款1項予備費61万8,000円の減額補正は、収支調整による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第31号を、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に田ノ上真君、副委員長に男澤一夫君であります。

日程第7. 議案第32号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第32号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第32号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

でございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出いたしまして議決を頂いたところですが、その後、予算の補正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和6年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,185万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,189万2,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。
2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

保険税の収納見込みや国県の補助金等の決定等、決算見込みに近い形での増減補正を計上しております。主なものを申し上げます。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税の決算見込みから3,274万6,000円の減額補正を行っています。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で1億7,551万8,000円の減額補正です。

5款繰入金につきましては、国民健康保険税及び国庫支出金等の補正と、次に説明いたします歳出予算補正によりまして、437万6,000円の減額補正となっております。

7款諸収入につきましては、決算見込みによるもので、78万7,000円の増額補正をしております。

次に、3ページ、歳出でございます。

各費目とも決算見込みにより減額補正を行っております。主なものを申し上げます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費から3項運営協議会費まで、それぞれの決算見込みによる不用額113万7,000円の減額補正を行っております。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費から5項葬祭諸費までを、それぞれの決算見込みによる不用額2億611万7,000円の減額補正を行っております。

5款保険事業費につきましても、不用額287万円の減額補正。

7款諸支出金につきましても、不用額32万3,000円の減額補正をしております。

以上、報告しまして承認を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第32号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号を文教厚生委員会に付託します。

日程第8. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第33号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内税務課長。

○税務課長（安河内高利） 議案第33号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由です。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

2ページ以降について、主な改正点を説明いたします。

住民税関連では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、大学生年代の子などに関する新たな控除として、特定親族特別控除が創設されることに伴う改正となります。

固定資産税関連では、大規模改修が行われたマンションの減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出がある場合は、区分所有者からの申告書の提出がなくとも減額措置の適用を受けることができるとする改正等となります。

軽自動車税関連では、本年11月から始まる新たな排ガス規制により、50ccの原付バイク生産廃止が確実視される中、その代替車両である125ccの排気量ながら最高出力を従来の50cc原付バイク並みに抑えた新基準原付について、その税額を50ccの原付バイクと同じ2,000円とするもの。

また、マイナンバーカードと運転免許証が一体となった、いわゆるマイナ免許証が本年3月から運用開始されたことに伴い、軽自動車税の障がい者減免申請時における運転免許証の提示義務規定の整備等を行っています。

町たばこ税関連では、加熱式たばこにおいて紙巻きたばこへの換算方式見直しに伴い、規定の整備を行っています。

そのほか、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した総務省令の改正に伴う改正や、そのほか各条文の文言の整理、条項ずれ等の整理を行っています。

附則において、この条令は令和7年4月1日から施行されるものから段階的に施行されるもの、公示送達、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税に関する経過措置を定めています。

以上、報告いたしまして承認を求めるものでございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第33号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第34号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第34号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表3ページをお願いいたします。

第3条の課税額において、第2項基礎課税額の限度額を「65万円」から「66万円」に改正するとし、第3項後期高齢者支援金等課税額の限度額を「24万円」から「26万円」に改正するとしております。これによりまして、国民健康保険税の課税限度額が「106万円」から「109万円」に合計3万円引き上げられることになります。

第25条国民健康保険税の減額におきましても同様の改正を行っております。

それから、低所得世帯への軽減判定所得基準の引上げでございます。

第2号、4ページをお願いいたします。

保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に引き上げるとしており、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を「54万5,000円」から「56万円」に引き上げるとしております。

2ページ、附則でございます。

第1項で施行期日を、この条令は令和7年4月1日から施行するとしており、第2項で、この条例による改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上、報告しまして承認を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第34号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号を文教厚生委員会に付託します。

日程第10. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第35号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第35号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布され、令和7年10月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

改正の概要でございますが、職員から妊娠・出産に関する申出があった場合に、任命権者は、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供及び制度利用の意向確認等を行うことに関する規定を追加するものでございます。

また、今回の改正に伴い、条ずれを整理し、関連する条文の引用箇所についても修正を行います。

附則第1条で、この条令は令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行するとしています。

附則第2条で、令和7年10月1日前においても、改正後の条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができるとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第11. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布され、令和7年10月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

概要でございますが、部分休業制度において、現行制度に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようになるとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げる規定を追加するもので、併せて文言の修正を行っております。

附則として、第1条で、この条令は令和7年10月1日から施行する。

第2条で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の条例第18条の4の規定の適用について、経過措置を規定しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第36号を総務建設産業委員会に付託した

いと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第37号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稻岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稻岡慎太郎） 議案第37号の1ページをお願いいたします。

須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和6年11月29日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、家庭的保育事業所等の施設において栄養指導を受けるに当たって、現行の栄養士に管理栄養士を加えることにより、現場における人材確保の柔軟性を高めることを目的としております。

附則で、この条令は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託します。

日程第13. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第38号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第38号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由は、水道法施行規則の一部改正が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

今回の改正は、布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件に関する条例第3条及び第4条に水道法施行規則を引用している条文が、改正により繰り下がり、条ずれが生じております。このため所要の改正を行うものです。

附則で、この条令は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第38号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14. 議案第39号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第39号財産の貸付の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稻岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稻岡慎太郎） 議案第39号の1ページをお願いいたします。

財産の貸付の変更についてでございます。

下記のとおり財産を貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により本会議の議決を求めるものでございます。

貸付する財産、土地、所在、福岡県糟屋郡須恵町大字旅石523番地、地目、学校用地、地積、6,602平方メートル。建物、変更前、所在、福岡県糟屋郡須恵町大字旅石523番地。構造、木造平屋建て園舎、木造2階建て倉庫、面積、2,100.99平方メートル。変更後、所在、変更なし。構造、木造平屋建て園舎、面積、2,011.65平方メートル。貸付の期間、令和4年4月1日から令和34年3月31日までの30年間。

次ページをお願いいたします。

貸付の価格、土地、無償。建物、月額30万円。貸付の相手方、名称、社会福祉法人豊和福祉

会、所在地、福岡県福岡市下原2丁目22番3号、代表者、理事長薄和哉。

提案理由といたしまして、れいんぼー幼稚園の園舎の倉庫を解体することに伴い、貸し付ける建物の構造及び面積に変更が生じたので、提案するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第39号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号を文教厚生委員会に付託します。

日程第15. 議案第40号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第40号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 議案第40号財産の取得についてでございます。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、学習用タブレットPC端末868台、取得の方法、指名競争入札、取得価格、4,678万5,200円、契約の相手方、福岡県福岡市博多区千代2丁目1番15、株式会社学映システム福岡営業所、所長松尾雄一郎。

提案理由として、GIGAスクール構想第1期で購入した上記財産について、須恵中学校及び須恵東中学校の端末を第2期により更新するため提案するものでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第40号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号を文教厚生委員会に付託します。

日程第16. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第41号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第41号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めるものであります。

住所、佐谷1006番地1、氏名、百田吉成、生年月日、昭和30年6月25日69歳、任期、令和7年8月1日から令和10年7月31日。

提案理由といたしまして、須恵町固定資産評価審査委員会委員荻雅晴氏が令和7年7月31日をもって任期満了のため、その後任者を選任するための提案でございます。

経歴については、次ページに添付しておりますので御参照ください。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第41号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

ここで休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17. 議案第42号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第42号令和7年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第42号令和7年度須恵町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いします。

令和7年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,554万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億1,554万3,000円とする。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いします。まず、歳入からでございます。

14款2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1,671万4,000円の増額補正。

15款2項県補助金は、重点課題研究指定・委嘱校県補助金で10万円の増額補正。

15款3項委託金は、教育統計調査事務委託金で1,000円の増額補正。

19款1項繰越金は、前年度繰越金で872万8,000円の増額補正です。

次に3ページ、歳出の主なものでございます。

2款2項徴税費は、定額減税補足給付金事業で146万3,000円の増額補正。

7款1項商工費は、プレミアム付商品券発行事業で50万円の増額補正。

8款4項都市計画費は、緑地管理事業で522万8,000円の増額補正。

10款2項小学校費1,575万1,000円の増額は、主に各小学校の給食事業で、給食費物価高騰等対策補助金を増額補正しております。

10款3項中学校費では、須恵中学校、須恵東中学校の教育振興事業で60万円の増額補正。

10款4項社会教育費では、図書館サービス提供事業で200万円の増額補正をしております。

4ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正で、追加が2件でございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金（令和6年度借入債償還分）及び粕屋南部消防組合負担金（令和6年度借入債償還分）で、期間、限度額は記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第42号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号を予算審査特別委員会に付託します。

日程第18. 議案第43号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第43号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第43号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和7年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億9,860万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項国庫補助金660万円の増額は、歳出の子ども・子育て支援制度の創設対応における委託費に充当する子ども・子育て支援事業費国庫補助金でございます。

3ページ、歳出でございます。

1款1項総務管理費660万円の増額補正は、子ども・子育て支援制度の創設に伴う国民健康保険システムの改修業務委託料でございます。

以上です。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第43号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号を文教厚生委員会に付託します。

日程第19. 議案第44号

○議長（松山 力弥）　日程第19、議案第44号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦）　議案書の1ページをお願いいたします。

議案第44号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和7年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ209万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,109万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。2ページをお願いいたします。歳入でございます。

6款1項国庫補助金209万円の増額補正是、歳出の子ども・子育て支援制度の創設対応業務に充当する国庫補助金です。

歳出、3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費209万円の増額補正是、子ども・子育て支援制度の創設に伴う後期高齢者医療システムの改修です。後期高齢者医療の保険料と子ども・子育て支援金を案分しての徴収や収納管理システムの改修を行います。

以上でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第44号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥）　御異議なしと認めます。よって、議案第44号を文教厚生委員会に付託します。

日程第20. 報告第1号

○議長（松山 力弥）　日程第20、報告第1号令和6年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊）　議案書は1ページをお願いします。

報告第1号令和6年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり本議会に報告するものでございます。

次のページをお願いします。

令和6年度当初予算及び補正予算で承認いただいているものでございます。

2款1項総務管理費、標準化情報システム導入業務委託（コンビニ交付システム）、翌年度繰越額544万5,000円、財源として一般財源544万5,000円。

3款1項社会福祉費、低所得世帯支援給付金事業、翌年度繰越額2,806万4,000円、財源として、国県支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,806万4,000円。

8款2項道路橋梁費、芋堀～西原線道路改良事業、翌年度繰越額1,456万円、財源として、既収入特定財源は地方債で道路改良事業債6万円、未収入特定財源は国県支出金の社会資本整備総合交付金1,210万円、地方債は道路改良事業債140万円、一般財源は100万円でございます。

9款1項消防費、一般備品購入費（避難所環境改善事業）、翌年度繰越額824万9,000円、財源として、国県支出金の新しい地方経済・生活環境創生交付金412万4,000円、一般財源412万5,000円。

10款2項小学校費、第一小学校長寿命化事業、翌年度繰越額4億7,583万8,000円、財源として、国県支出金の学校施設環境改善交付金7,845万円、地方債、須恵第一小学校長寿命化事業債3億9,730万円、一般財源8万8,000円。

5項社会教育費、文化会館舞台吊物改修事業、翌年度繰越額4,994万円、財源として、地方債、文化会館舞台吊物改修事業債4,490万円、一般財源504万円。

翌年度繰越額の総額5億8,209万6,000円を令和7年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥）　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

この後、11時35分より第3委員会室で広報特別委員会を開催しますので、委員の方は御集合ください。

次の本会議は、6月9日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時23分散会

令和7年 第2回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

令和7年6月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和7年6月9日 午前10時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(12名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稻永辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	欠 員
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	課長補佐	白水 婦美
----	------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稻永修司
教育長	猪股清貴	総務課長	諸石豊
公園緑地課長	世利昌信	こども家庭課長	吉川聰士
地域振興課長	平山幸治	都市整備課長	中牟田健

福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	学校教育課長	吉本 孝治
健康増進課長	舛本 直明	ふるさと応援課長	船井 弘喜
まちづくり課長	櫻木 美奈子	税務課長	安河内 高利
子育て支援課長	稻岡 慎太郎	社会教育課長	伊藤 泰彦
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤 武範
総務課参事	黒川 忠敬	総務課課長補佐	石津 伸篤
監査委員	吉松 辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。九州北部地方も梅雨入りが宣言されまして大雨が降ると予想されていますけれども、大雨が降らないのを期待するだけでございますけれども、皆さんも十分に注意してください。

そして、昨日、梅雨入りだったわけでございますけれども、第48回須恵町少年相撲大会が開催されました。議員の皆様には監督した方もおられたし、指導して大変だったと思いますけれども、それ以上に役場の職員さんは休みを返上して、男子職員全員、この日本伝統文化を守るために御尽力賜ったことに、役場の職員、課長をはじめ感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、本日は、須恵町シニアクラブの皆様が傍聴に来ていますので、一般質問者の方ははつきりと分かるように質問するようにお願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより一問一答方式で行います。質問時間は、答弁を含め1時間以内です。

順番に発言を認めます。2番、川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） おはようございます。2番議員、川原幸治です。通告書に従い質問をいたします。

少子高齢化などにより、業種を問わず、多くの場合、人材が不足していると言われています。教育・学習支援業では、新卒採用の3年以内の離職率は約46%だそうです。2人に1人、3年以内に離職していると言っても言い過ぎではないと思っております。業種によっては、敬遠され、就職先に選ばれない、何らかの理由があると思います。

教育現場での学校教員の業務過多をよく耳にします。今、現場の若い教員の方々たちが精神的、肉体的理由を出して、それを理由に離職をするということはなるべく避けなければならないと思います。そして、1人でも多く、これからずっと頑張っていただきたいと考えております。

そこでお尋ねいたします。

須恵町の各小学校、中学校での教員数は何名でしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 教員不足は深刻な問題であり、学校運営や教育環境に大きな影響を与えています。課題としては、長時間労働や保護者対応等による負担の大きさ、また特別支援学級の増加などがあります。

須恵町教育委員会としましては、会計年度任用職員の雇用や補助員等を確保することにより学校運営を支援していきたいと考えています。

現在の任用状況としては、教員免許を有する職員で特別支援教育対応、学級サポート、通級指導、校内適応指導教室の会計年度任用職員と、免許不要なスクールサポートスタッフも雇用しています。

また、包括業務委託の中で特別支援教育の補助員も学校に入っており、須恵町教育委員会として可能な限り学校支援を行っているところです。

なお、県費教職員の任命権者は都道府県にあるため、欠員の状況にある学校については県に配置要望を常に出しているところです。

それでは、各学校の定数と配置人数をお答えいたします。なお、人数は事務員を除いた6月1日現在のものでございます。

第一小学校、定数49人、配置人数47人。第二小学校、定数48人、配置人数48人。第三小学校、定数42人、配置人数40人。須恵中学校、定数49人、配置人数48人。須恵東中学校、定数24人、配置人数24人。欠員は、第一小学校が2人、第三小学校が2人、須恵中学校が1人となっています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。

小・中学校では全国的に教員が不足していると聞いております。不足しているということは、教員になりたいという方も少なくなってきたいるのかなと個人的には思っております。

では、次にお尋ねいたします。

昨年は須恵中学校で教員が休職されて大変だったと聞いております。教員不足は感じておりますか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 各小・中学校において、病休や産休育休の教員はおりましたが、その都度、県に要望をしておりますが、全てが適宜、充足されるわけではありませんので、学校では不足感は持っているものと感じております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。ありがとうございます。

では、今後、何らかの対策を講じられると思います。休まれる理由もいろいろあると思いますが、休職する職員、教員がいらっしゃることで教育の現場の滞りということは避けなければなら

ないと考えております。

では、次にお尋ねいたします。

休職中の職員の代わりに退職された教員を再任用したり、非常勤教員を任用するお考えはありますか。

○議長（松山 力弥）　吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治）　公立の義務教育学校では、県費負担教職員制度の下で人事行政が行われており、教員の配置については県が任命権者として配置するようになっています。市町村教育委員会は、配置された教職員の服務監督を行うようになっています。

したがいまして、須恵町教育委員会では、定数以外の教員等で会計年度任用職員など各学校に平均7人以上の人員を配置しておるところです。

以上です。

○議長（松山 力弥）　川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治）　よく分かりました。

先ほど話したとおり、教員が足りないという理由だけで教育の現場が滞るということはできるだけ避けなければいけないと思っています。ぜひ積極的な検討をお願いして、今後も続けていってほしいと思っております。

現在では、教員が退職代行なる事業者を利用して、突然、退職ということも増えてきているようです。そういった突然の退職時にどういった対応、対策ができるかということも普段からぜひ考えておいていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

では、次にお尋ねいたします。

須恵町の小・中学校では、現在、教科担任制でしょうか。

○議長（松山 力弥）　吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治）　小学校は学級担任制、中学校が教科担任制となっております。

○議長（松山 力弥）　川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治）　ありがとうございます。

中学、高校では学級担任はいますが教科担任制が基本になっています。小学校でも3年ほど前から、小学校5、6年生の高学年では教科担任制になってきているところもあると聞いております。今年度からは、小学校3、4年生の中学年でも教科担任制を導入するという話も聞いております。

小学校高学年では英語が正式な教科だったり、中学年でも外国語活動として導入が始まったり、これからプログラミング教育の必修化など、全ての教科を1人の先生がカバーするという学級担任制ではなかなか教員個人の負担が大きくなり過ぎていると感じております。

そこでお尋ねいたします。

教科担任制のメリット、デメリットはどうお考えでしょうか。

○議長（松山 力弥）　吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治）　中学校は既に教科担任制を敷いておりますので、ここでは小学校における教科担任制のメリットとデメリットについてお答えいたします。

まずはメリットです。

まずは1つの学級を複数の教師の目で見ることができることが上げられます。1人の担任で全ての教科を持つことになると学級の状況がほかの教員に見えにくくなり、問題が起こった場合にそれが深刻化したり、担任が1人で抱え込んでしまったりというようなことが起これがちになります。それを未然に防ぐという意味でも大きなメリットだと言えます。

次に、小学校では特徴教科と呼んでいるのですが、教員が特に力を入れて研究を進めている教科を担当するので、児童にとってはより質の高い授業を受けられることになります。

3つ目は、学年に所属する担任外の教員も担当するので、その分、教員の負担が軽減されるというメリットもあります。

次にデメリットですが、中学校のように教科定数という考え方で教員が配置されるわけではなく、学級定数しか配置されませんので、どうしても学年内での教科担任制ということになります。

したがって、学級が4クラスの場合、学年配属は5人程度になりますので、全ての教科で教科担任制を敷くことはできません。

次に、子どもの成長、発達段階から考えますと、低学年から中学年までは担任がじっくりと1人で指導するほうが児童にとっても安心できる環境をつくることができやすく、文部科学省も高学年からの教科担任制について検討を進めているところです。

以上です。

○議長（松山 力弥）　川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治）　よく分かりました。

教科担任制は、学級担任制の中で教科ごとに専門性の高い教員で指導する仕組みではあります。児童・生徒たちの将来を見据えても、教員の働き方を考えてもプラスになると思っております。

現在、福岡県内では、幾つかの小・中学校で学級担任制からチーム担任制に移行しております。チーム担任制や複数担任制、学年担任制など形態は異なりますが、学級担任を1人にせず、複数の職員で学年全体を受け持つといった取組です。

では、次にお尋ねします。

チーム担任制についてはどうお考えでしょうか。

○議長（松山 力弥）　吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 教科担任制とチーム担任制は別物だと捉えています。その上で、1人の担任に任せきるのではなく、チームで学級を見ていこうという考え方は大変すばらしいものであるし、子どもたちにとっても複数の教員で見てもらえるので教育環境としては安心できる環境だと思います。

現在、学校現場では、チーム学校という理念の下、各学年の教員がチームになって担当学年の子どもたちを見ていこうという学校経営を行っています。

したがいまして、学年主任の下、各学級の問題を担任任せになることなく学年で共有、問題によっては学校全体で共有することでチーム全体で問題を解決していくこうという経営が行われていますし、教育委員会としてもケースごとに指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣し、チームの一員となって問題の解決に当たっています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。

教科担任制とチーム担任制は違いますが、チーム担任制では多くの教員の目で児童・生徒を見ることができ、逆に児童・生徒はいろいろな教員と会える、話す機会が広がると思います。

人間関係には大なり小なり相性というものがあります。教員から見れば、児童と生徒との関係性だけではなく、児童・生徒の保護者であったり、特に保護者との関係性は教員にとって特に重要なことだと思っております。そこに複数の教員の目、考え方で関われるということは、現状とは違った結果も期待できると考えております。

須恵町では、私個人的には中堅の教員が少ないのではないかなどと思っております。ベテラン教員が経験上のアドバイスを若い教員に行うには、チームで担任することで的確なアドバイスができると思っておりますし、ベテランが苦手なものがあれば若い教員がフォローするなど、各教員の肉体的、精神的軽減が子どもたちへの教育現場でのさらなる質の向上につながると考えておりまし、職場環境改善は、現在、頑張っていらっしゃる教員の離職率や休職率、未来の教員志願者の増加にもつながると考えております。

では、最後にお尋ねいたします。

須恵町では、今後、チーム担任制を導入するお考えはありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） どうも、御質問ありがとうございます。

中学校では、先ほども申し上げましたように教科担任制を敷いておりますので、1つの学級を複数の教員の目で見ながら、学年主任を中心にチーム1年とかチーム2年とかということで、学級の問題を学級担任1人に任せるのでなく、学年を1つのチームとして対応する体制はできて

います。

それから、また先ほども申し上げましたとおり、県費負担教職員以外に町雇用の支援スタッフを配置し、よりチームによる指導が行き届くように支援しております。

小学校においても、高学年では、全部ではありませんけれども、単元によっては一部教科担任制を取るなどして指導を工夫していただいております。

また、先日、議員も運動会等で御覧いただきましたように、学年教師がチームとなって競技の指導を行うなど、複数の教師が学年の子どもたちを見ていくという体制は取っていただいております。

また、小・中学校共通して行っていることですけれども、不登校問題に関してはマンツーマン方式といって、1人の児童・生徒に対して関係する複数の職員、例えば部活動の顧問や養護教諭、スクールカウンセラー、時には教頭等も一緒になって、担任1人に任せるのではなく複数の関係者で問題の解決に当たっています。まさにチームで対応しているところです。

川原議員が教員の働き方改革も含め、御心配いただいていることについては大変ありがたく、教育委員会としても心強く思っております。

チーム担任制の理念は大変すばらしいものだと捉えておりますが、病気や産休育休に入られる先生方の代替の教員がなかなか配置されない現状では、制度としての実現はかなり厳しいものがあるというふうに捉えております。

例えば、12学級ある学校で、小学校では学級担任が12人、全体で配置される教員が13人から14人、中学校は12学級あれば18人から19人が配置されるわけです。ですから、その中でチームをつくっていくというのはかなり厳しいものがあるのではないかというふうに捉えています。

したがいまして、県から配置される教員と町からできる限りの支援スタッフを配置することで、学校が1つのチームとなって子どもたちのために、校長が目指す学校教育の目標の実現に向けて、より効果的な学年経営、学級経営が図れるように、今後とも教育委員会として支援してまいりたいというふうに思っております。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。ありがとうございます。須恵町の現状もいろいろとお聞かせいただきまして、私なりに十分理解できました。

今、いろいろとお話を伺った上でお話すると、インクルーシブ教育という言葉があります。障がいや病気の有無にかかわらず、全員に同じ教育を与えることを目指すことです。チーム担任制で1人の児童・生徒を複数の担任で見ることができるようにすれば、インクルーシブ教育につながるとも考えられると思います。

1人の教員に1つのクラスを1年間、大きな問題もなく成長に導く役割は大きな負担になります。若い教員は特にそのプレッシャーを強く感じると思っております。

チーム担任制では、担任教員の精神的負担や業務を分担することで身体的負担の軽減が期待できるものです。クラスがうまく機能しない状況の直接的な要因に、特別な教育的配慮が必要とする児童・生徒への対応の問題や、クラス担任が若く、経験がまだ不足しており指導力不足というものがあるそうです。

チーム担任制では、誰かがクラスをうまく機能させられなくてもほかの教員がフォローすることができ、学級担任制では、担任と児童・生徒同士の信頼関係がうまく築けなかった場合や、その結果、クラスがうまく機能できなかつた場合など、担当教員に精神的負担がかかり、休職や退職に追い込まれてしまう可能性があるということです。

精神疾患を理由に休職した教員は、2020年で約5,200人だそうです。2023年では1,900人増えて7,100人だそうです。児童や生徒、保護者への対応を抱え込んで、休職や退職で担任不在や教育の場の滞りを避けなければならないと先ほどからもお伝えしているとおり、さらなる教育現場での教育の向上を考えると、やはり教員の置かれている現場も考えていく段階に来たんだなと考えております。

精神的、身体的負担が軽減されれば意欲も出てきて、その結果、担当教科の造詣も深まり、教材やその他準備にも熱が入ってくると思います。

長くなりましたが、最後に、我が国ではインクルーシブ教育の基本的な方向性として、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきとなっております。

ですが、教育的ニーズで的確に応える指導を提供するという意味で、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となっております。通常学級、通級学級、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場を用意しておくことが必要とされております。

しかし、現実には様々な障がい特性や程度の異なった児童・生徒が小・中学校の通常学級に在籍するようになってきております。

先ほどからチーム担任制と話しておりますが、法的根拠がないものです。しかし、義務標準法なるものに基づいて配置された教員定数の中であれば、自治体や学校が現場の状況に合わせて導入することが可能となっております。

もちろん、支援が必要な児童・生徒に対して誰が責任を持って対応するのか、情報の共有をどうするのか、今後、方策を講じていかなければいけない点も多々あります。

私がチーム担任制の導入をお話しているのは、多様な児童・生徒一人一人に適切な対応、指導をしていくためには、根本的な教員配置の在り方を考え直し、また充足した教員が必要ですので、

休職、離職率を下げていき、教員志願者を増やしていくことが必要だと考えているからです。

もちろん、これは職場環境など教員の働き方改革が必要ということです。ただ、働き方改革、その側面だけではなく、障がいのあるなしに関わらず、誰一人取り残さないという視点からも、複数の目で児童・生徒を見守ることが可能なチーム担任制の検討をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（松山 力弥） これにて、川原幸治君の一般質問を終結いたします。

傍聴者の皆様、今、川原幸治君が質問をしましたけど、質問の内容が聞こえますか。ちょっとアンケートで聞こえにくいというアンケートがありましたので、聞こえますか。大丈夫ですか。

○議長（松山 力弥） 続きまして、1番、平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 1番、平山諭です。通告書に従い質問をさせていただきます。

顧客からの理不尽なクレーム、威圧的な態度、過剰な要求、長時間にわたるクレーム、つかみかかるなどの身体的な接触行為、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラは、今や多くの企業、医療、福祉において深刻な社会問題となっています。

カスハラ対策は、職員からの対応マニュアルの策定、相談体制の整備、教育・研修、メンタルヘルス対策、法的対応の整備、組織全体の意識改革等、様々な対策が必要だと言われています。

また、2025年3月11日、カスハラ対策を雇用主に義務づける法案が国会に提出されました。これは、労働施策総合推進法を改定してカスハラ対策を事業主の雇用上の措置義務とすることを主な内容とするものです。この法案は、2025年6月4日に可決され、2026年中には施行されるそうです。

そこで、須恵町役場や学校におけるカスハラの実態と対策について伺います。

過去1年でカスハラは何件発生していますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） カスタマーハラスメント、一般的にカスハラは、人事院、つまり国家公務員における運用においては、パワーハラスメントの1つとされておりまして、国家公務員向けに以下の通知がされております。

職員が担当する行政サービスの利用者等からの言動で、当該行政サービスをめぐるそれまでの経緯やその場の状況により、その対応を打ち切りづらい中で行われるものであって、当該言動を受ける職員の属する省庁の業務の範囲や程度を明らかに超える要求をする者に関する苦情相談があった場合に、組織として対応し、その内容に応じて迅速かつ適切に職員の救済を図ることとされています。

一方、町のほうにおきましては、須恵町職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱が定められております。カスハラについては特別に明記しておりませんので、基本的には本要綱及び国の通知、国が作成した企業マニュアルを準用して対応するものとしております。

それでは、御質問でございますが、過去1年間、令和6年度におけるカスハラと思われる事案は、庁舎においては6件、学校においてはゼロ件との報告を受けております。

なお、この件数は国のカスハラ対策のマニュアルに則した場合のものとなります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 役場のほうで6件、学校のほうではないということですが、現在、把握してある6件の中で、言える範囲で結構ですので、どういった形の事例があるか教えていただけますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 御質問の6件の事例でございますが、国のカスハラ対策のマニュアルに則して分類しますと、要求の内容が妥当性を欠くものとして、要求内容が役場の手続と関係のないものが1件、それから要求の内容が法令、制度上、認められないものが2件ございました。いずれもマイナンバーカードの手續において発生したものでございました。

ほか3件につきましては、要求を実現するための手段、態様が社会通念上、不当な言動であるものとして、暴言、威圧的な言動、長時間にわたるクレーム等の精神的攻撃が3件ございました。一般的な窓口、電話対応において発生したものでございました。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 事例が出ておりますが、カスハラを繰り返す、例えば同じ方であったりとかが何度も何度もという形、そういった事例はありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 今回、報告を取りまとめたところでは、カスハラを繰り返す事例というものは上がっておりません。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） カスハラとは何か、例えばクレームとカスハラの違い、本人はカスハラと思っていないかもしれないけれども、それがカスハラに当たるというようなこともあると思いますが、カスハラとは何か、町民の方への周知等はされてありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 現在のところは、カスタマーハラスメントについての町民に対する広

報、それからホームページ等での周知は行っておりません。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 次に、カスハラに対する職員への研修や対応のマニュアル作成は行っておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 先ほど申し上げましたが、カスハラについての特別なマニュアルは定めておりませんので、実務上の運用は須恵町職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱の取扱いに準じて対応することとしております。

今後、カスハラを含めたハラスメント対策マニュアルの作成を検討いたします。また、カスハラ研修につきましては、令和6年度に全職員を対象としてクレーム・カスハラ対応研修を実施しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 実際に発生しているカスハラの対応はどうされていますか。例えば、相談体制の整備であったり、実際の対応を教えていただけますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 須恵町職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱においては、所属長の責務として、ハラスメント防止及び排除のための必要な措置を迅速かつ適切に講ずることと定められており、カスハラについても同様の取扱いが適当であるというふうに考えております。

よって、カスハラに該当する事案については、まずは所属課で対応するものとし、必要に応じてハラスメント全体的な担当課である総務課と協調して対応することになっております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） カスハラを受けた職員の方がストレスを感じたり、鬱病や適応障害、休職、退職、業務パフォーマンスの低下、そういったことがあると思いますが、職員のメンタルケアはされていますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） カスハラに特化しているわけではございませんが、職場における労働環境の改善と安全衛生の観点から、メンタルヘルスが不調の職員に対し、年に数回の嘱託産業医による個人面談を実施しております。総務課において、その内容を共有することでフォローアップが可能な体制を整えております。

また、各学校におきましても、スクールカウンセラーの配置や産業医との契約を行っておりまして、相談体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） それでは、今、事例の中でお話はなかったとは思いますが、暴力行為の発生時やSNS等にさらされた場合の対処法はありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 例えば、殴る、たたく、蹴る等の暴力行為が確認された場合は、もう警察のほうに通報をいたします。

また、インターネット上の掲示板やSNS等において、名誉を毀損する、または個人情報を含めプライバシーを侵害する情報が掲載された場合は、弁護士、それから警察等に相談の上、当該サイト管理者へ削除依頼を検討するようにしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） このカスハラといいのはないのが一番だと思いますが、カスハラを未然に防ぐための対策は取っておられますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 当初はクレーム、苦情のレベルであった事案をカスハラに発展させないための対策としましては、やはり手引やマニュアルの作成、定期的な研修の実施等が有効だと考えられますので、今後、さらなる体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度、庁舎内に防犯カメラを設置することにしておりますので、防犯対策と併せてカスハラの抑止効果を期待しているところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） では、最後になりますが、カスハラとかパワハラもそうなんでしょうねが、職員を守り切る見解として、町として、今後、どうお考えでありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 自治体におけるカスハラ対策が難しい点は、公務員が公共の利益のために存在する組織であり、全体の奉仕者であるという特性が1つの原因として考えられます。

地方公務員法第30条においても、服務の根本基準として、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと定められています。これらは公務員として当然のものありますが、カスハラの事案にお

いては、相手の要求等がエスカレートしやすい土壤であるとも言えます。

先ほど述べましたが、カスハラ対策の手段の1つとして対策マニュアルの作成が非常に有効だと考えられますので、今後、カスハラに限らず、ハラスマント対策のマニュアル、手引等の作成を含め、職員へのフォローアップの体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 補足になるかどうか分かりませんけど、平山議員は消防団とか、いろんな形で役場とお付き合いが長い関係上、物すごく心配していただいているんだろうと思います。ありがとうございます。

カスハラについては、いっとき、お客様は神様ですという言葉がはやって、これは要するに商業ベースのコマーシャル文句で非常に当たったわけですよね。それで顧客のほうが自分たちは何をやってもいいんだという道徳の崩壊が起きたということです。

そう言っている企業の方々は、基本的にお客様は神様と言っているけれども顧客を選べるんですね。自分たちで選定できるんです。ところが地方自治体というのは最終的に住民の方々と接する窓口ですので、要は地方自治体はお客様を選べないんですよ。

私がよく職員に言っているのが、究極のサービス業です。全てが受け身です。その中でいかに気持ちよく帰っていただくかということが自治体の窓口の役割だろうと思っております。

その中でも、どうしても意味不明なことを言われたりとか、激高なさっていろいろなことを言われる方がいらっしゃるんですけども、今のところ、須恵町においては職員の質が高いと言つたらおかしいんですけど、それと委託している窓口の方々も非常にこやかに応対していただいておりますので、何度かそういったことで来られたお客様もコミュニケーションを取ると今のところ納得されていると、総務課長も言いましたように、あくまでも私は職員を守らないといけないですから、最終的にはそういった案件については私のところに報告があります。その段階で弁護士に相談するとか、警察のほうに連絡するのは私のほうから命令を出します。それは最終手段として、もう法的に提訴するという形まで行ってもいいということを言っておりますけれども、非常に須恵町の職員は質が高うございます。そこまでは行っていないということですね。

これからも職員の心のケアとか、そういったことも含めながら、この問題については総務課長をはじめ各担当課長を含めて、同じベクトルを向きながらこれからも対処していきますので、今回の質問ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 町として職員のレベルが高いということで少し安心はしておりますが、来られる方を選べないというのもあると思うので、やっぱり周知を少しずつしていくって、行き過ぎないところをするというのも、ちょっと予防も必要かなと思います。

これで質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、平山諭君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 続きまして、7番、川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 7番、川口満浩です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の表題でございます高齢者の見守り対策ですが、令和2年、令和5年に同僚議員が高齢者の命を守るべく、高齢者見守りに関するネットワーク、見守り体制と高齢者に対する取組みの一般質問を行っております。

当時は、ネットワーク構築の充実、65歳以上の方に対する対応で、健康で生活していただくための施策事業の取組について執行部より答弁がございました。

今回は、見守りの最前線にいる方の立場からお伺いしたいと思います。

近年、少子高齢化が急速に加速する中、一層増加することが見込まれる一人暮らしの高齢者、また高齢者がいる世帯などを対象とした見守り活動は、必要性が高く重要なことであると考えます。

町の政策である高齢者福祉サービスは、介護予防事業、生活支援、見守りと、町民にとって手厚い、多くのサービスに取り組まれています。ありがとうございます感謝を申し上げたいと思います。

ある高齢化の調査によりますと、2035年、今から10年後です。65歳以上の割合は、総人口が減少する中、高齢化率は上昇を続け、33.4%、3人に1人が65歳以上となります。また、85歳以上の高齢者人口は、全国で1,000万人を超えるとされ、負のスパイラルに陥り、様々な社会問題につながっていくと言われています。

地域には、認知症の方、障がいのある方、1人で家族の介護をされている方、生活に困窮している方など、何らかのサポートを必要としている方も暮らしていると思います。

このような状況の中、多くの方はできる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることを望んでいるのではと思います。その思いに応えるべく、地域の力で支え、異変に早急に気づき、命を守る仕組みである見守りは、高齢者が安心して在宅生活を継続していく上での基盤になるものではないかと思います。

現在、高齢者の見守りで一番の鍵となるのは、民生委員皆さん之力ではないでしょうか。高齢者にとって身近な民生委員の活躍は生活の安全網となり、安心を提供する役目を果たす必要な存在だと思います。

高齢化が進み、民生委員の支援活動は増える一方であり、加えて、担い手不足の問題が懸念もされています。

そこで、須恵町で生活する高齢者の見守り対策についてお伺いします。

まず、民生委員の充足率をお伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 民生委員の充足率は、令和7年1月1日現在では定数42名に対し42名で、率として100%になります。

しかし、その後、1名退任されましたので、6月1日現在、定員42名のところ41名で、38名の民生委員・児童委員さんと3名の主任児童委員さんがいらっしゃいます。充足率として約97.6%となっております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 今、民生委員さんは、ほぼ100%であったんですけども、今回1人ということで、民生委員さんの欠員が出ている地域があるということですけれども、今、1人欠員になっていますが、その地域、欠員になっているところの対応というのはどのようにされたんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 同じ地区内の担当の民生委員さんのほうに若干の負担はかかりますけれども、ほかの民生委員さんに協力をお願いして対応いただいているところでございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） なかなか民生委員さんは今でも負担がひょっとしたら多くかかっているのかもしれませんので、そういう状態をずっと続けるというわけにはいかないでしょうから、できるだけ早く民生委員さんを見つけていただくということを区長あるいは地域の方に協力をいただきながら早く見つけていただきたいなというふうに思うところです。

民生委員は、人格、識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある方などを委嘱されておりますが、この方たちは通信費や交通費程度で給料の支給がなく、ほぼボランティアとして活動をされています。

民生委員さんの皆さんには、担当する地域において……。すみません。1つ飛ばしてしまいました。申し訳ありません。民生委員さんの活動をお話ください。すみません。よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 民生委員の活動についてでございます。活動状況をお話する前に、まず民生委員のことについて簡単に御説明させていただきます。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員になります。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しており、任期は3年となっております。

民生委員の役割は、地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、そして必要な支援、専門機関

につなげるつなぎ役となっております。

民生委員の活動内容は多岐にわたり、様々な年代の方の相談相手となり活動していただいています。その中でも、須恵町の民生委員・児童委員協議会では、民生委員の活動として一人暮らしの70歳以上の高齢者の見守り、相談相手を特に力を入れ取り組んでいただいております。

また、子どもや子育てについての相談をお受けした際には、子ども・子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員につなぐようにしております。

また、民生委員・児童委員協議会では、情報の共有並びに資質の向上を図るため、毎月1回の定例会・班長会の開催や研修会等への参加や社会福祉協議会の事業への協力もしていただいているところでございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 今、答弁いただきました民生委員さんは幅広くいろいろ活動されていて、その中でボランティアとして活動をされているということでございます。

民生委員の皆さんには、今、お話がありましたけれども、担当する地域において地域の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスのつなぎ役としての役割を果たすとともに、一人暮らしの高齢者等の見守り、安否確認など重要な役目を果たしているのが民生委員さんであると存じます。

次の質問に移りますが、いろいろと活動していただいているその民生委員さんが職務遂行中に事故やけがを負った場合の対応をお伺いします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 民生委員さんが事故やけがを負った場合についてでございますが、須恵町民生委員・児童委員協議会では、全国民生委員互助共励事業に参加しており、公務中の事故等によるけがや死亡の場合に見舞金や弔慰金が給付されるようになっております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 民生委員の方々も十分に注意してされているでしょうけれども、何があるか分かりません。移動に関しては、自動車、徒歩等、様々ですので、もし何かあった場合の補償はしっかりとお願いしたいと思います。

次に移りますが、今の世の中、定年を迎える方々が多く、また民生委員としての責任の重さや高齢者が高齢者を見守るなど、ほかの自治体では民生委員の扱い手不足が懸念されているそうです。

民生委員の立場からすると、活動している民生委員さん皆さんの体力面、精神面の負担を少しでも軽減してあげることが必要になってくるのではないかと思います。

逆に、見守られる側からすると嫌がる方もいらっしゃるでしょうが、幾つもの目で見守られる、

また自らを救う手立て、方法も欠かせないものになってくると思われます。

本町で取り組んでいる高齢者向けの福祉サービスに関して幅広く打ち出されております。その1つに高齢者相談・見守り事業では、緊急通報システム貸与事業や食の自立支援サービス、つまり配食サービスですね。これに取り組んでいらっしゃいます。こここのところをどのように周知されているのかをお伺いします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 周知につきましては、民生委員の皆様による見守り活動での案内や専門職である地域包括支援センター職員や福祉課職員からの相談対応による案内がございます。

また、令和6年度は広報による周知や民生委員や区長の皆様への周知を行っております。そのほか、町のホームページでも周知を行っております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 多く周知はされていますけれども、シニアクラブとか地域のボランティアでいろいろな情報を知っていらっしゃる方もいると思いますので、幅広く協力を得られた方がいいのかなと思います。

その中で、配食サービス事業についてちょっとお聞きしますが、これは見守りと健康増進を図る事業とうたっていますが、配食を担当される方からの情報のフィードバックはどのような流れになっているのか。また、フィードバックによる事例があれば、分かる範囲でいいですでちょっとお話を聞きます。

○議長（松山 力弥） お答えできますか。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 配食サービスの事業につきましては業者のほうに委託をしている状況でございます。もし、訪問して不在等、何かございましたら委託業者のほうが家族等に連絡をするようになっております。もし、家族等への連絡が取れない場合につきましては役場のほうへ連絡が入るようになっております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） いろいろとそういう事例も出てきていると思います。そういうことがありましたら、身近な方とか、それからそれに携わる方たちに情報を共有して、またそれを生かしていただければと思います。

次の質問ですが、福祉サービスに取り組んでいます、今、申しました緊急通報システム貸与事業ですが、現在、このシステムを利用ていらっしゃる方が令和5年度で29名、要望者のみとのことです。自身、非常に少ないなど、この数字を聞いたときに感じているところなんですが、平成3年3月に策定された須恵町緊急通報システム事業実施要綱の第4条に、機器の設置に対して費用は町が負担し、基本料金及び通話料金は設置者の負担とすると明記されており

ます。

自治体によって取り組み方が違うようですが、1人でも多くの方に、多くの高齢者が利用できるように設置と基本料金をセットで対応されてはいかがでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 料金についての御質問でございますが、現在、毎月の機器のレンタル代を含む設置費用につきましては、町が負担をしているところでございます。

御利用者本人の負担は、据置き型を利用の場合は通話料のみの負担で、携帯型を利用の場合は、通話料は委託業者が負担しますので本人の負担はございません。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 本人の負担が思いのほか少ないのかなと、少ないというか、少なくてありがたい話なんですけれども、そういった町による負担というのは他町に比べても非常に充実していると思いますので、その辺の周知をもっとしてあげて、取り組むというか、持つてもらうというようなことができるのではないかなと思います。

この実施要綱に基づき柔軟に取り組まれていると思いますが、平成3年ですから、古いからといって言っているわけではありませんけれども、設置機器の申請に関して、申請書、承諾書、貸与契約書など、行政としては当たり前の手続なんでしょうけど、もう少し今の時代に合った手続の方法や、負担は、今、話がありましたけれども、そういったものをちょっと見直されはいかがかなと思います。また、見直す時期に来ているのではないかなと思いますので、ちょっとお考えがあればお聞きします。

○議長（松山 力弥） お答えできますか。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 手続についてという御質問でございますが、提出書類の中には緊急に対応する必要が生じた場合の連絡先や通院、加療中の医療機関名など、利用者に関する情報等を把握する必要がありますので、どうしても必要書類等が多くなってまいりますので御理解いただければと思います。

将来的には電子申請等も考えられるかと思いますけれども、現状、まだまだ高齢者の方は経験がなく、利用が難しい状況であると考えております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） いずれはもう電子申請というふうになっていく、あるいは周りの方でできる人もいると思いますから、その辺を手助けすればできないことはないのかなと思いますけれども、進めていただきたいなと思います。

また、この実施要綱に関連しますが、次の質問ですけれども、民生委員さんは担当される高齢者の中で、面会する回数が少ない、気になる高齢者に対してなかなか会えないという、そういう

心配や不安になることもあるそうです。

とはいって、民生委員さんの今の不安感から安心感を得るために、むやみやたらにこの緊急通報システムの機器を配るものでもありませんし、高齢者個人や家族によってそれぞれ事情はあると思いますが、民生委員さんあるいは関係される方、必要と考える高齢者、また昼間1人になる高齢者など、利便性、必要性の周知を徹底して、この緊急通報システムの設置数量を増やすとしているという考えはありませんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） この緊急通報システムは、高齢者及び御家族の安心につながる事業だと考えております。今後も高齢者の方や御家族の皆様が安心してこの須恵町で生活することができるよう、引き続き周知を継続し、必要な方へサービスの提供を行っていきたいと考えております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） この緊急通報システムの機器を配ることで高齢者を救う、あるいは民生委員の負担を軽減する、全てを解決するものではありません。それはもう百も承知です。

ただ、このところ独居で亡くなられる話を同僚議員から聞いたり、亡くなられた方を担当していた方が何か方法はなかったのかなと悔やまれるような声を耳にしたりもしております。今後、このような事例が増えるのではないかと懸念するところでありますので、ちょっとお話を聞いております。

今年度の当初予算では、高齢者相談・見守り事業に289万円の予算が計上されており、中でも緊急通報システム貸与事業の予算は、前年度、前々年度と減額されており、令和元年度対比でいうと3分の1に予算が減っていると、今年度はこの額でスタートしていますが、予算を増額し設置を増やすことで高齢者の生活に安心を、見守る側にも安心感を少しでも持つことができれば、共に暮らしやすくなるのではと思うところであります。町の負担は大きくなりますが、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次の質問ですが、高齢化が進むことで見守る側にも限界が生じると思います。民生委員、地域団体の見守りが、都度、増員できればいいのですが、70歳を過ぎても元気で働いてという現役としての働き手も多く、担い手不足の原因の1つとも言われています。

今後を見据え、自治体によってはAIの技術やIOTを活用し、企業と自治体が協力して高齢者世帯の見守り体制の強化、離れて暮らす家族とのコミュニケーションの支援をするなど、スマートスピーカーを活用した高齢者の見守り事業の実証実験が進められております。

スマートスピーカーは皆さん御存じでしょうが、高齢者の方が朝起きたら、よく眠れましたか、体調はいかがですか、薬は飲んだか、こんな聞き方はしていないんでしょうけど、スマートス

ピーカーと対話することで遠く離れた家族や自治体、関係者に情報をフィードバックし、画面からは表情や顔色が見える見守りを行うシステムで、これは民生委員さんの負担軽減にもつながるのではないかというふうに思うところでもあります。

民生委員の皆さんは、地域福祉の担い手として多岐にわたる活動に取り組んでいます。体力面や精神的負担を軽減するためにも、スマートスピーカーを活用した見守りや緊急通報システムの活用を広げるなどが必要になると考えます。総括して、今後の高齢者を見守る対策についてお伺いします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 現在、民生委員の皆様には、地域の高齢者の見守り活動に御尽力いただき、大変感謝しております。

須恵町では、今後も一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることが予想され、民生委員の負担が増えることは否めません。町としましては、民生委員への支援、協力はしっかりと行つていきたいと考えております。

しかし、民生委員のみで対応することは難しいと考えております。高齢者の見守りは、ほかにも行政区内で見守りをしてあるところもございますし、シニアクラブや小地域ボランティアの皆様においても実施しておられます。1人でも多くの地域の皆様方に見守りに御協力いただけると助かります。

また、見守りが必要な高齢者をなくし、元気な高齢者がいつまでも元気に過ごせるということも大切だと考えております。そのため、介護予防事業の実施に加えシニアクラブやシルバー人材センター等への活動支援を行い、高齢者の社会参加の機会を創出しているところでございます。

将来的には、スマートスピーカー等を活用することも想定されますが、現状、現段階では、今まで利用されていらっしゃらないため活用が難しい状況ではないかと考えております。

町といたしましては、今後も様々な資源の活用を行いながら、高齢者の見守り対策の充実を図つていきたいと考えております。

住み慣れた須恵町で安心して自分らしい生活を続けていくことができるよう、行政、地域、関係団体と連携を図り取り組んでまいりますので、議員の皆様方、また町民の皆様方の御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 川口議員の今回の質問は、まさに本日の傍聴、藤会長はじめ役員の方、シニアクラブの会員の方々がお見えになっている中で民生委員制度の在り方とか、緊急通報システムの再勉強という形で非常によかったのかなと思っています。

確かに高齢者、先ほど議員の言葉の中に高齢化で負のスパイラルに入っていると、私はそうじ

やないと思うんですよ。なぜかと、私も70歳過ぎてシニアクラブに今年入りました。須恵町の昼間、動かしている方々がここにいらっしゃるシニアクラブの会員さんとか、65歳過ぎた方々が安心・安全なまちづくりをなさっているんですよ。だから、何もかも一くくりで高齢者が社会のお荷物みたいなイメージでお互い捉えるのはやめたほうがいいんじゃないかなと思っております。

その中でも、民生委員会の役割もそうですけれども、社会福祉協議会、民生委員会、人権擁護委員会、行政相談委員、そして弁護士相談もあります。その中で大きな力を発揮していただいているのがシニアクラブなんですよ。

先ほど高齢者の単身世帯とか、御夫婦だけの世帯が増えてきて、この方が区にも入っていらっしゃらないと、シニアクラブにも入っていらっしゃらないと、当然、情報がないわけですから孤独死とかが起きていくわけですけれども、根本は、その方々に対してやはり外に出ていくて、みんなと情報共有をしてもらわない限り、必ずこれは起きるんですよ。

だから、その点については社会福祉協議会ともシニアクラブとも相談しながら、私はどんどんシニアクラブの会員が増えていくて、横の情報の中に入っていらっしゃらない人たちの情報まで入っているというようなまちづくりをしていかないと、確かに統計上の高齢化というのは増えていくんだろうと思います。でも元気な町でありさえすればいいんですよ。

そのためのキーワードはシニアクラブです。そこにいかに議会も我々行政サイドも力を入れて、会員さんが増えていく、この町はおもしろいよって思ってもらえるまちづくりをしていくこと、そのことが民生委員さんの仕事も軽減していくし、社会福祉協議会の仕事も軽減していくし、そういった仕組みをつくっていくのが我々行政サイドであり議会の役割だろうと思っていますので、これを機会に、たまたま、今日、シニアクラブの会長さんはじめお見えになっていますから、この場でお約束しますけれども、シニアクラブをどんどん我々とともに支援していきながら、そういった漏れをなくしていくと、その中で、やはり須恵町で過ごしてよかったなと思われるようなまちづくりをつくっていくことが、やっぱり今おっしゃったことの原点回帰、解消になると思いますので、一緒にやっていきましょう。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 私も66歳になりました、今年からシニアクラブ、これは新原シニアクラブですけれども、参加させてもらっています。今、町長がお話されましたように、まず元気でいるということが一番であると思います。でべそかもしれませんけど、私もあっちもこっちも顔を出したりするわけなんですけれども、そういう場で顔を見ると、大体、同じようなメンツになっているもんですから、本当はなかなか出てこない方も引っ張り出していかないといけないと、今後はそうしないといけないなというふうにも思っております。

負のスパイラルは一般的に言われていることで、この町には値しないような形のことになっていくのが一番だとは思いますので、そういう面でも今後の取組をさらに強化していただきたいと思います。

私、一番最初に同僚議員のことを言いましたけれども、そのときも含めて、今回、私はいわゆる命を救うというキーワードをもとに、そういう人を対象に何とかしていきましょうやということで、元気な方は元気な方でいっぱいいらっしゃるわけですから、そういうふうに少数の方かもしれませんけれども、そういう方たちに対する命を救うという意味での、今後もこういうふうなことが必要になっていくだろうということでの質問でもありますので、皆さんのはうは、先ほども言いましたけれども、またその取組をさらに強化していただきたいなと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、川口満浩君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） ここで休憩をしたいと思います。

再開を 11 時 20 分といたします。

午前11時11分休憩

午前11時20分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、田ノ上真君。田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） おはようございます。13番、田ノ上です。通告に従いまして質問いたします。

物価高騰への対応はと題して伺います。

物価高騰に社会が揺らいでいます。もう、この2週間前に通告書を出したんですが、そのとき備蓄米の議論で、2,000円で流通するのかどうかとか、そういう話でございましたが、2週間たつともう少し流通に乗って状況落ち着いたかなという形でございます。議論は次の段階に入って、今度は農政どうするのかという話になっております。もう政治も社会も動いておりまして、話もどんどん変化していくものでございますが、その変化はあるものの、現在進行中の課題として物価高騰というのを捉えてまいりたい。そう思っております。

今、米の話ししましたけど、ガソリン代も高止まりしておりましたが、リッター当たり10円安くしようということで、少し変化が出ておると、一息ついているという、その程度であると思っております。

米の急騰に隠れているようでございますが、食料品全体が平均8%価格上昇しているというこ

とであり、国民の生活を直撃しているということでございます。

一方で、マクロの経済は好調です。税収も最大となっており、物価の高騰が賃金の上昇を上回っている。政府は経済対策を検討中ということですが、これまた選挙対策もあり、減税なのか、給付なのか、それ以外か、いまだ審議中と、通告の時点ではそう書いておりましたが、どうやら減税は難しいようですね。やればいいのにと思っておりますが、残念です。マクロの経済対策は国に任せるしかありませんが、一度上がった物価が下がることは、よほどのことがない限り困難と思われます。

この物価高騰の現状は変わらないものの、須恵町でできることは何かと考えての質問でございます。

以下、お伺いいたします。

まず、1つ目として、民間事業者への補助として検討しているような方策はあるでしょうか。

例としては、運送業者に燃料費を補助している自治体もあります。事業者が苦しんでいるのは、主に燃料費、原材料費の高騰、そして人手不足です。町にできることは限られると思いますが、物価対策、事業者支援として検討しているもの、また可能なものがあれば教えていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） このたびの議員の御質問の趣旨でございますが、現在、社会全体が未曾有の物価高騰という喫緊の課題に直面しており、町民の皆様の生活や地域経済に多大な影響を及ぼしていることに対しまして、本町として、いかに町民の皆様に寄り添い、具体的な対策等を講じていくかという、重要な御提起であるというふうに認識しております。

政府においては、経済対策は喫緊の課題として検討中であり、国がマクロ経済政策を担うことは当然でございますが、本町としましても、物価高騰による影響を最小限に食い止め、町民の皆様が安心して日々の暮らしを送れるよう、また、町内の事業者が活力を持って活動を継続できるよう、町として可能な限りの対策を積極的に講じていく必要性を強く感じております。

議員の御指摘のとおり、一度上がった物価が容易に下がることは困難であり、この物価高騰が今後も続していく中長期的な課題であるという認識の下、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を最大限に活用し、短期的な対策の構築に加え、持続的な対策を講じるため、現在、検討・実施を進めているところでございます。

それでは、御質問でございますが、議員の御指摘のとおり、物価高騰は、特に、燃料費、原材料費の高騰、さらには人手不足という複合的な要因により、町内の民間事業者、その中でも中小・零細企業の経営者を強く圧迫しているのではないかというふうに推察しております。

現在、本町は、民間事業者支援のための補助事業については、実施はしておりません。民間事業者への直接的な補助につきましては、特定の事業者のみを対象とすることに対する公平性の観点から、町独自の恒常的な補助金制度の創設は難しいかと考えております。

また、価格高騰が中長期的に継続していく中で、単発の補助金交付が事業の継続的な効果をもたらすかどうかの判断も難しい側面がございます。加えて、本町が実施する物価高騰対策は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しているため、一般財源を活用した継続的な補助金制度を設けることは財政的にも困難であるというふうに考えております。

しかしながら、事業者支援の必要性は強く認識しております、例えば福岡県が実施している中小企業向けの生産性向上・賃上げ緊急支援補助事業など、県による支援策の動向を注視してまいります。

これにより、これらの県の情報を広報やホームページなどを通じて町内の事業者の皆様に御案内し活用を促していくことで、事業者の皆様の負担軽減につながるよう、積極的に情報提供を努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 少し想定外の答弁でございました。町内業者の支援は、いろいろ理由は言っておられたようでございますが、困難であるというお話でしたが、全くもって困難なものなのだろうかというふうに思っております。

ちょっとすみません。早口でなかなか聞き取れなかつたんですけど、重点支援地方交付金に関しては、内閣府が出したマニュアルといいますか、事務連絡、私も見せてもらったんですけど、推奨事業メニューが様々あります、生活者支援、事業者支援とございまして、結構できるメニューがあるんじゃないかなと思って見てたものですから、当然様々な施策を検討して今に至っているというものと思っておりました。

ちょっとすみません。二重三重になって恐縮ですが、もう一度、御答弁してもらってもよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長、先ほどいいですか。先ほどの一部でいいですか。

○総務課長（諸石 豊） すみません。早口でしたので、すみません、もう一度、状況について説明いたします。

まずは、民間事業者への直接的な補助につきましては、特定の事業者のみを対象とすることに対する公平性の観点、それから町独自の恒常的な補助金制度の創設というのは難しいというふうに考えています。特に、価格高騰が中長期的に継続していく中で、単発の補助金交付が事業の継続的な効果をもたらすかどうかというところの判断が非常に難しい側面がございます。

それから、本町の実施する物価高騰対策、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しておりますため、それ以外の一般財源を活用しての継続的な補助金制度を設けることは、財政的には難しいということでございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） お話よく分かりました。確かに、例えば、近隣町で運送業者に支援していたりします。ガソリン代を。こういったものは単発の補助金交付という形になるというお考えになるんでしょうかね。

もうちょっとしゃべります。そういうた様々な部分、特定の事業者というのは、当然駄目だと、これ私も思います。恒常的な補助金の創設は、恒常的という形でずっと支援するのが難しいということも分かれます。ということは、一時しのぎと言うと失礼ですが、今、大変厳しいこの経済状況の中で、いつときでも楽になってもらおうとかいう形での検討はされたのでありますか。いかがでしょう。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今日、傍聴の方がいらっしゃいますので、先ほどガソリン代のことをおっしゃったんですけども、この件はコロナの最中に企業が止まりかけたときに検討したんですよ。その中で、須恵町全部フリーランス合わせると900社以上あるんですよ。その中で運送業だけに限ってガソリン代よというのはいかがなものかと。運送業の中でも大中小あるわけですよね。じゃあ、そこに毎月どれだけのガソリン使っていて、重油系、使ってらっしゃって、幾ら補助すると。それがじゃあ経済対策になるかというと、コロナの最中もやりたかったんですよ。でも、これは無理だということで断念した経緯があります。

今回の経済対策については、国のはうが追加で町のはうに出していますけども、これもですね、国のはうも、じゃあどういった形で経済対策しなさいよという中身じゃなくて、ただ、ほんとくれているんですよ。その中で金額も、言葉悪いけども、そんな須恵町の企業の方々とか町民の方々に満遍なくにこッと笑ってもらえるような金額じゃないんですよ。そういう状況の中で、議員が御指摘のじゃあどうやるんだと、どうしようもないんですよ。そういう状況の中で、総務課のはうで、できる範囲のことを今検討しているということです。このことを御理解の上、何もやってないんじゃないです。やりようがないということ。はい。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） ただいまの町長の答弁よく分かります。要は額が足りんという言い方はちょっと失礼かもしれませんけど、そういうことなわけですね。コロナのときは相当な額が来ておりましたね。あれからすると確かに私は今回の重点支援金というのはちょっと少ない。少ないとるのは、またまた変な言い方になるかもしれないんですけど、物足りないというふう

に私も思っております。これは政策に係ることなので、町長の判断を信頼して、この点に関しては説明を聞いたということで進めたいと思います。

どこまでしゃべったでしょう。はい。

ただ、1点、この部分、今後、事業者への支援をすると、何らかの形でやるという部分で変化がある。将来的に。事情が変わればやるかもしれないとか、そういう含みはあるものでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） もう今日傍聴の方も分かってらっしゃるかも、国が迷走しているんですよ。その中で、我々の財政規模の中で、ここでやるとかお答えできないと思います。

まず、第一義的には、町民の方々をベースにしながら、その方々をまず最優先にせんといかん。企業の分については、やはりこれ国がはっきりするべきですよ。米含めて。だから、今、確かに町民の方々苦労なさっている。でも、どうやればいいかを今判断している状況ですので、今、やるとかやれないとか言える状況じゃないということです。

これ1回やると、ずっとね、先ほどおっしゃったように、恒常に補助金出すのかと、そういう話になってくるでしょう。今、やっとても国がひっくり返りますよ。いや、こう言つとつたけど、こうなりましたって。2日後に変わっているでしょう。そういう状況の中で、恒常的な財政支援とかそういったことを軽々しく町が打ち出すべきじゃないと、今、慎重になっておくべきだと私は思っています。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 分かりました。ただ、私、恒常的とは言っておりません。一時しおぎでもと申し上げました。そして、経済対策は主に国の仕事であるとも申しましたので、町でできることと限定つきでの質問でございます。

進めてまいります。

続きまして、行政サービス料の補助について伺います。

行政サービス料と書きましたが、内容的には一般町民への補助でございます。

既に補正予算案で重点支援交付金の使途も記載されていますが、通告書のとおり進めたいと思います。

最近の施策では、町内で使える商品券、これプレミアム商品券ではなく生活支援商品券の発行ですが、大変人気のある政策でした。余談ですが、コロナの頃は就学支援児童の世帯に米を配付したこともありましたが、隔世の感があります。あの頃は想像もしていませんでした。今やるとなると大変な壮挙でしょうが、無理な話と思っております。

それはともかく財源上の配慮が必要ですが、生活支援商品券等の給付の考えはあるでしょうか。

また、行政庁として、住民、事業者との間に料金の発生する業務があります。戸籍住民票等の

交付料、施設の利用料、水道使用料やコミバスの乗車料などが該当すると思いますが、何らかの負担減のお考えはあるでしょうか。物価対策、町民支援として検討しているものがあれば、教えていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議員御指摘のとおり、以前発行いたしました町内で使える商品券は、町民の皆様から大変御好評いただき、町内経済の活性化にも大きく貢献したと認識しております。この物価高騰下において、町民の皆様の生活を直接的に支援する有効な手段の一つとして、給付型の商品券や、それに準ずる施策の再実施は、町民の皆様からの御要望も踏まえ、前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

本町としましては、現在の町の方針としまして、町民の皆様に対し、少しでも負担軽減となるような対策を国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しながら、着実に実施することに注力をしております。

具体的な取組としましては、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、商工会が実施するプレミアム付商品券のプレミアム分を町が増額補助し、商品券の発行額を増やすことで、より多くの町民の皆様に御利用いただけるよう、準備を進めているところでございます。これは物価高騰下における家計の負担軽減と町内消費の喚起を両立させる効果的な施策であるというふうに考えております。

また、行政サービス料金につきましては、受益者負担の原則に基づいておりますが、物価高騰下においては、町民の皆様の負担軽減という視点も重要であるというふうには認識はしております。現在、行政サービス料金の一括引下げや減免は、財政運営やサービスの質の維持に影響が大きいため、実施は困難な状況でございます。しかし、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得者層や子育て世帯への個別支援策の拡充など、多角的な視点から、引き続き検討を進めてまいります。

さらに、町民の皆様への直接的な支援として、町内各小学校の給食費に対する補助につきましても、引き続き実施し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。保育所の給食費の補助についても計画しているところでございます。

また、当初予算で御承認いただきましたが、町内行政区の電気代節減のため、町内照明灯のLED化も今年度中に完了させる予定であり、これは町の経費節減とひいては住民サービスの維持につながるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 生活支援商品券に関して前向きに検討するということでおかっただんでしょうか。いいみたいですね。ありがとうございます。それは私もうれしい気持ちで聞いておりました。

プレミアム商品券、これは商工会の分ですね。確かに補正予算でプラスされておるのを確認しております。これ前年比から須恵町の補助としては120万円の増になるようございまして、商工会商品券の発行額5,750万円、プレミアム分が750万円と前年比から約4割増ということで、これ大変な金額になっていると思っております。これは町民にとっても、町内商工事業者への支援としても追い風になるなということで期待しているものです。なるべく多くの町民の方がこの商品券手にできるように、というと、電子化されていますけど、よかつたなと言えるような形になっていけばうれしいことだなというふうに思っております。

そして、給食費に関してですけど、これ補助していくということですけど、そうすると保護者の手出しの分が少なくなるということでしょうか。それを物価高騰に対応して、その分を補助するから、実際、保護者の手出しの分はそんなに変わらないとかいうことになるもんでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 物価高騰に対応する増額分の補助でございます。保護者の負担は変わらないということです。（発言の声あり） はい。（「承知いたしました」の声あり）

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。町民への補助という形では、手厚いというか、様々に考えておられるということを理解いたしました。

続きまして、行政経費の見直しについて伺います。

消耗品費、光熱費、通信費、委託料などの行政諸費用は、不足のときは補正することもできますが、遠方への出張などによる旅費に関しては条例に規定されている範囲内の制約があります。これ現実に物価高騰により合わなくなっているのではないかと危惧しております。規定を改正することで、事務負担を軽減し業務により専念できる環境を整えるべきかと思います。

お伺いいたします。旅費の規定について改正すべきとお考えでしょうか。また、その場合、どのような点に改正が必要とお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 出張旅費について、行政経費でございますが、国家公務員においては、デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系の多様化、それから国内外の経済社会情勢の変化に対応や、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直し等を行うため、令和6年度に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行さ

れ、宿泊費が定額支給から上限付実費支給になるなどの改正が行われております。

本町におきましては、近隣市町の動向を確認しながら、本町の旅費規定においても国の基準に合わせて改正するべきかというところをちょっと検討したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） ありがとうございます。質問。全般通して、この件も含めて、経済対策施策の件もそうなんんですけど、一生懸命やっていきたいなと思うんですけど、全体を通して、今ちょっと動くのは動きづらいなと。なぜかというと、政府のほうも、今、米で右往左往しているし、それが今度は農政問題に発展しているし、それが経済対策にどう反映していくのかとか分からぬ状況ですので、町民の皆様に、企業というよりも町民の皆様に喜んでもらえるような形で、その資金を使いたいなということでまとめさせていただきたいなと思いますし、この旅費の問題なんんですけど、議員御存じかどうか知りませんが、条例の中で、宿泊費、県外宿泊費は、私よりも議員さんたちのほうが2,000円高いと。その中で一生懸命頑張っておりますので、今のところ不平不満を言わずに、一生懸命、東京あちこちでロビー活動してまいりますので、お心遣いありがとうございます。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 先ほど給食費の件で答弁あった分で、ちょっと私が聞き逃しておりましたので、ちょっと補足というか説明をさせていただきたいと思うんですが、令和7年度の給食費は材料費が360円になっております。昨年度320円です。今回補正のほうで計上させていただいているのは、その差額の40円の補助金として計上をさせていただいて、審議いただく予定にさせていただいているんですが、実質、昨年度も40円の補助を行っております。というのは、5年度が280円の材料費、それから昨年度320円に上がって、その40円差額を補助しています。今回も360円の40円増額になっておりますので、その分の40円を補助する形になっております。ですから、実際の保護者の負担金としては、昨年度の分からすると40円上がる形になります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 先に吉本課長に確認をしてよろしいでしょうか。ということは、令和5年からずっと据置きになっているというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 保護者負担金の分のみで話をすると、令和5年度が280円、令和6年度が補助金をした結果280円、令和7年度が補助金をした結果320円になるというこ

とでございます。

以上です。（「分かりました。しょうがないですね」の声あり）

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 町長の答弁への再質問という形になるんでしょうか。そうです。

だから、そこが私は非常にやっぱり苦しい状況じゃなかろうかと。町長が、多分一番出張しているのは町長だろうと。議長もたくさん出てあるではあります、やはり行政の長である町長が最も多角的な活動をされているんではなかろうかと、そこでやはり不条理があつてはならんと思うわけであります。別に町長だけじゃありませんけど、頑張ってくださるのは大変ありがたい。そう思っているんですが、そこでやはり事務負担を軽減し、そして職員がより業務に専念できるように条例を改正することを踏まえて施策を打っていただきたいなというふうに思つておるわけであります。

今回、物価高騰への対応を問う質問を、一つは事業者に対して、そして町民に対して、また行政自身の3つの側面にわたってお伺いいたしました。ちょくちょく出てまいりました話ですが、コロナのときも、あのときも、経験したことのない社会的危機の際、須恵町はよく対応し、町民生活を守ってきたと私は評価しております。今回、物価高騰の中、できる範囲にならうとは思いますが、平松町長を中心に町民生活を守る施策を展開していただくことを願い、私の質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これにて、田ノ上真君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） ここで、昼食休憩をしたいと思います。

再開を午後1時からといたします。休憩に入ります。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 3番、白水春夫でございます。通告に従い一般質問を行います。

それでは、聴覚機能のフレイル予防を題して、まず質問事項、聴覚機能のフレイルチェックの取組についての質問です。

聴覚機能の低下による衰え、つまり難聴を意味するとともに、難聴によって周囲の関わり合いが大きく変化し、フレイルに陥ってしまったり、フレイル傾向になってしまうことを防ぐために聴覚機能のチェックを推進します。

それは、周囲が聴力の低下に気づかず、この状態を放置すると、その他のフレイルと同様に心身の活力の衰えが進み、認知症や鬱病となるリスクが高まることが懸念されています。また、難聴により認知症に誤認されるリスクもあります。

須恵町は、フレイル予防教室などで、加齢や病気によって心身の活力が低下を、健康な状態を維持できるよう、フレイル予防の運動教室などをされています。ありがとうございます。

日本の想定難聴者数は、1,430万人、10人に1人が難聴の時代と言われていますが、聴覚機能の低下を加齢による身体機能の低下や認知機能の低下と勘違いしてしまうケースが多くあります。例えば、話しかけても以前より反応しなくなった、外出するのがおっくうになった、部屋に引き籠もることが多くなった、以前より怒りっぽくなったり、大好きだったテレビを急に見なくなったり、以前に比べて会話が難しくなった等の症状が見られる人は、聴覚機能低下の原因の可能性があります。その原因が認知症や鬱病となる可能性が大きく、そのためには、聴覚機能低下に力を入れ、取り組むべきだと考えています。

ちなみに、聴覚機能の衰えのチェックの項目を言いますと、一つ、家族にテレビやラジオの音量が大きいと言われたことがある。相手の言ったことを推測で判断することがある。外出することがおっくうになった。会議や会食などの複数人の会話がうまく聞き取れない。話し声が大きいと言われる。会話をしているときに聞き返すことが増えた。大きな声で話しかけられてもうまく聞こえず聞こえたふりをしてしまう。この項目に4つ以上当てはまると聴力低下のフレイルのリスクが高まるそうです。

聴覚機能の衰え、つまり難聴を意味することになります。特に先ほど言いましたとおり、難聴であることを理解されず、認知症などに誤認されてしまうおそれもあると指摘されています。難聴について正しく学ぶ機会をつくり、意思疎通方法を見つける必要性があると思います。

そこで質問です。福岡県は、フレイル予防の取組として聴覚機能のフレイルチェックがホームページで分かりやすく紹介されています。無料のアプリも紹介されており、スマホで簡単に聴覚機能のフレイルチェックができます。須恵町では聴覚機能のフレイルチェックは行っていますか。また、今後、このような取組を行っていく計画はありますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 聴覚機能のフレイルというのは、聞き取る機能の衰えや低下が原因で、心身の活力が衰え、認知症や鬱病となるリスクが高まり、社会的孤立を引き起こすリスクを高める重要な健康課題あると認識しています。

日常生活において、聞こえづらいなどの症状等があった場合は、補聴器などの装着が必要になることもあると思いますので、医療機関等の受診していただくことをお勧めいたします。

次に、御質問についてですが、須恵町においては、現在、聴覚機能のフレイルチェックは実施

しておりません。今後、福岡県や近隣市町等の情報収集し、どの事業において実施すると効果的かを考慮した上で、実施していくか検討してまいります。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 先ほど、その答弁なんですけども、福岡県の他の自治体で言いますと、粕屋町、篠栗町、志免町も取り組んでおります。須恵町も取り組んではいかがと思いまして質問させていただきました。

次の質問に入ります。

周知啓発についてです。今後、聴覚機能のフレイルチェックの周知を多くの方に実施していくためにも、町の特定健診での声かけや広報による掲載等に伴う周知を行ってみてはいかがと考えます。この点、町としてお考えを聞かせください。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 現在、須恵町では、集団検診の場では聴覚機能のフレイルについて、直接的なお声かけは行っておりません。町民の方が聴覚機能の衰えなどの様々な健康課題についてのお困り事などの相談は、健康増進課でお受けしておりますし、高齢者の健康や生活のお困り事に関する相談は、須恵町地域包括支援センターでも受け付けています。

周知につきましては、町の広報誌やホームページ、また、健診などの活用を含め検討してまいります。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 理解いたしました。要は検討させていただくということで認識させていただきます。

聴覚機能のフレイルを予防するためには、御本人や御家庭などの周囲の方が聴覚低下にできるだけ早く気づくことが大切です。同じく加齢による聴覚低下の方に聞こえるようにするための支援として、音を聞く方法があるんです。

1つ目は、骨伝導と言います。2つ目は、軟骨伝導と言います。それが聴覚低下による耳に当てる方法であります。

近年、銀行や病院、警察等の窓口などで、利用者向けに導入が進んでいるのが今言った軟骨伝導イヤホンというものです。

この軟骨伝導イヤホンとは、耳の周囲の軟骨に振動を与えて音を伝える仕組みです。イヤホンを耳に軽く当てるだけで音が聞こえ、音漏れが少なく、大声での会話の必要がないため、プライバシーの保護につながります。耳を完全に塞がないために圧迫感が少なく利用しやすくなっています。また、イヤホン自体に穴や凹凸がないため、アルコール除菌等で清潔に保つことができ、衛生的に不特定の方が使用される場面で効果的に感じます。

最後の質問です。

聴覚機能低下による聞こえづらさが、孤立し、フレイル状態を予防するためにも、町として、この軟骨伝導イヤホンや集音器等の積極的な活用を促進し、健康長寿の須恵町を目指すべきと考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） まず、集音器に関しましては、福祉課窓口に1台設置していますので、要望がありましたら対応可能でございます。

耳が聞こえづらい方に対する窓口対応につきましては、主に、ゆっくり、大きな声で、丁寧に説明を行っています。場合によっては、筆談にて対応しているところでございます。

軟骨伝導イヤホンについては、通常のイヤホンや骨伝導と比べて、耳穴を塞がないで耳の入り口にある軟骨付近に軽く添えるだけで音を拾えるため、骨伝導より痛みや音漏れが少ないといった利点がありますので、導入については、どの機種がよいかを選定し検討してまいります。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回、本当に傍聴者がシニアクラブのテーマに限ったような一般質問が多いんですけども、このフレイルの中でも、要するに未病と訳すんですけど、難聴系の部分については、役場に数台機械を置いても普及啓発しないと思うんですよ。おっしゃっていることは十分分かります。ですから、健康増進課それと福祉課と協議させて、広報活動、加齢による耳の受診を推進するとか、そうやって、もし本当にそれがただの加齢によるものなのか、病気のものなのか、これ役場に置いて、それ聞いたら聞こえるからといって、要は逆にそれで治療が遅くなったりとか、いろんなことが判断できますので、この件については健康増進課と福祉課と相談させて、まずは普及啓発活動で、聞こえなくなった人はまず受診してくださいということのほうが大切だろうと思うんですよ。ですから、おっしゃっていることは十分分かりますし、先ほど担当課長も言いましたように、役場のほうに1台置いておりますので、そのあたりも、もう1回広報活動をやった上で、どんどん加齢になって耳が聞こえなくなるとか、身体的に動けなくなっても、やっぱり須恵町は、外に遊びに行きたいと、みんなと触れ合いたいというような施策として、そういった広報活動で普及していきますのでよろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 町長の答弁、本当にありがとうございます。本当に間違いなく、少子化、高齢化ですので、先々のことを考えていただき、検討も視野にいただくことを期待して、今回の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、白水春夫君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 5番議員、男澤一夫です。通告に従い、ほたるの湯の減免措置と利便性について質問をしていきます。

まずは、利用状況についてお尋ねいたします。

ほたるの湯への入浴利用者と電位治療器ヘルストロンの利用者の年間利用者数を、令和5年度、令和6年度についてお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 利用者数についての御質問ですが、お答えする前に、電位治療器ヘルストロンについてですが、現在、ヘルストロンからスカイウェルという名の交流高圧電位治療器へ令和4年7月1日にアップグレードされておりますので、そちらの利用者数をお答えいたします。

これ以降、ヘルストロンをスカイウェルに置き換え、回答させていただきます。

まず、ほたるの湯の入浴利用者数ですが、令和5年度、3万36人。内訳が大人、中学生以上2万7,485人、子ども1,518人、幼児1,033人。令和6年度3万1,172人。内訳が大人2万8,360人、子ども1,547人、幼児1,265人となっております。

次に、電位治療器スカイウェルの利用者数は、令和5年度6,382人、令和6年度5,636人となっております。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） ありがとうございます。利用者数が令和5年度、令和6年度で若干増えているということは、多分コロナ禍が明けてから若干増えたのかなというふうに思います。また、ヘルストロンじゃないですね、スカイウェルの利用者がほたるの湯の利用者に対して5分の1ぐらいが利用されているという勘定になるんですかね。分かりました。ありがとうございます。

続きまして、スカイウェルですか、スカイウェルについてお尋ねいたします。

健康の維持等を目的として電位治療器スカイウェルは設置されていると思います。利用することで、どのような効果があるのかをお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 交流電圧電位治療器スカイウェルの効果についてですが、製造会社のホームページによりますと、厚生労働省認可の交流電圧電位治療器で、機器から発生する高圧電界で全身を包みこむことで、頭痛、肩こり、慢性便秘、不眠症を緩和すると記載されております。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 私もちょっと調べたんですが、今、おっしゃられているとおりで、厚生労働省が認可しておりますので、確かに体に対して健康状態をよくするいいものかなというふうに思います。実際私も利用したんですが、正直よく分からなかったです。実際に自分が体に感じるものではないんでしょうけど、20分間かかるんですが、毎日1回かかったらいいですよというのは、案内があるのは見ました。体にいいことが分かりましたので、ありがとうございます。

次に、利用者への減免措置について質問いたします。

ほたるの湯利用者の中で、65歳以上、障がいがある方へは減免措置を取り入れてはと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） まず、ほたるの湯は、高齢者の皆様をはじめ、子どもから大人まで全ての人が利用できる町の福祉施設でございます。料金につきましては、大人、中学生以上が300円、小学生が100円、乳幼児は無料としております。

御質問の料金の減免措置についてですが、結論から申し上げますと、今のところ減免措置を取り入れることは考えておらず、現状のままでいかせていただきたいと考えております。

理由といたしましては、令和7年4月1日に、都道府県知事が指定する普通公衆浴場、いわゆる銭湯の入浴料金の見直しが行われ、大人12歳以上の料金が480円から550円に改定されている状況でございます。ほたるの湯では、年齢問わず、より多くの皆さんに御利用いただきたいと、県指定の入浴料金よりも安く設定させていただいているところでございます。また、男澤議員も御存じだと思いますが、エネルギーをはじめ物価が高騰しており、ほたるの湯の維持管理費においても、その影響を受けております。加えて多くの高齢者の皆様に御利用いただいており、減免を実施するとなると、運営面にも大きく影響を及ぼすことが予想される状況でございます。

77歳、88歳、99歳、100歳以上の高齢者の皆様方には、毎年9月に、ほたるの湯で御利用いただける高齢者施設利用券を郵送させていただいております。また1枚お得な回数券の販売も行っておりますので、ぜひ御活用いただければと思います。皆様方の御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 今、減免の措置の予定はないという御答弁ですが、一応関連してなんですが、近隣の例えば志免町さん、篠栗町さん、古賀市等は、一応そういうような、若干差異はありますけど、減免措置等を取られております。言い方が悪いんですけど、須恵町は何もないでの、その辺、近隣と例えれば同じような条件にするのはあっていいのかなというふうに、私は思

っているんですが、そのことに関してはいかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 最後に総括で述べようと思ったんですけども、もう今日傍聴者もいらっしゃるし、議員さんたちも結構若くなっていますので、この社会福祉協議会の中にあるほたるの湯ですね、できたいきさつからお話をしたいと思うんですけども、当時、今現在オイコス言っていますボランティアセンター、あれ福祉の生涯学習のまちづくりで、何をしてもらえるか、何ができるのか、皆さん参加型の福祉行政を始めていきましょうということで、あそこに建て出したんですよね。

そのときに、吉松文具店の前に社会福祉協議会って2階建ての古い建物があったんですけども、社会福祉協議会のほうから、一緒に建て替えてくれないかということで、同時並行で建て替えました。そのとき2階にお風呂あったんですよ。その当時のお風呂の利用者というのは、ごく一部の人に限られていて、こんな3万人とか使ってらっしゃるお風呂じゃなかったんです。

その中で、計画の段階で、私、担当課長しておりましたから、当時の吉松昭幸町長、助役はたしか長澤助役で、収入役が合屋正義収入役、総務課長が最後に副町長を務められた稻永副町長ですね。総務課長のときに、計画案を出したときにおっしゃったのが、私は一応行政側ですから、このお風呂って、そんな何百人しか入らんようなお風呂に、物すごい赤字出ますよという段階でお話をしたんですよ。そのときに三役そろって、特に総務課長が、平松君、これはね、町民に対する福祉サービスだと、赤字とかで考えるべきやないと。だから造ろうということで、ああいう形態のお風呂を造ったという経緯です。

今現在が300円という値段、これが高いか安いかというと安いと思います。私は。これ以上の減免措置というのは、利用者負担の考えから言っても、これを減免すると言ったら150円とか200円とか、みんなどう思ってらっしゃるか分からないけども、あまりにも受益者負担というのがなさ過ぎるんじゃないかなと思って、今回の一般質問が出た段階で、担当課長、総務課長と話したときに、私のほうが、値段は今のまんまと、いいということを言っています。

今日の一般質問の中で水道料の問題とかおっしゃった。減免したらどうかとおっしゃった。粕屋地区で一番安い水道料、たしかうちだと思いますよ。そして豊富に水を持っている。それは先人たちが何かあったときのために水は大事にしてきた。その水を使ってます。よその町のお風呂は循環型です。細菌が発生して造り替えられたと思いますが、私どものほたるの湯は最初から飲んでいい水道水をざぶざぶと使っているんです。健康に物すごいいい。次の日も新しい須恵町のおいしい水でつくっているお風呂でございますので、そのあたり御理解いただいた上で、何でほたるの湯が今の形態になったのかということをお含みいただくと、300円というのが、高いか安いかという、私は安いと思います。数字から言うと、毎年2,500万円赤字です。

2,500万円。これを安くすると3,000万円の赤字です。10年たつと3億円です。だから町民の皆さん、安くなつたほうがいい、分かるけども、幾ら何でもそういった福祉サービスもいっぱいね、いっぱい安くしようとすると財政に影響が出ますので、そのあたりは町民の方々にも御理解いただいて、毎日いいお風呂に300円で入っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 町長、御答弁ありがとうございます。言われるように、この部分だけを見れば、ちょっとどうかなという分もありますし、全体を通して須恵町としてはやっているんだよという御答弁だと思います。ありがとうございます。多分思ってある方も理解できるんじゃないかなと思います。

次に、今度は、私、このほたるの湯を利用して感じたことと気づいたことをちょっと今から質問いたします。

まず、利便性についてなんですが、ほたるの湯の男湯脱衣所では故障中のロッカーがたくさんあります。利用者のことを考えるとロッカーの修繕か取替えを早急にするべきではないでしょうか。また、女湯の現状についてもお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 脱衣所のロッカーの件についてですが、ほたるの湯には2つのお風呂がございます。日替わりで男湯と女湯を入れ替え御利用いただいているところでございます。議員御指摘のとおり、どちらのロッカーも全体数の3割から4割が故障している状況でございます。

修繕できていない理由としましては、現在設置しているロッカーが廃番になっており、部品のみの交換修繕ができず、ロッカー全体を取り替える必要があるため、見合せている状況でございます。

利用者からロッカーが足りないなどの声は出ておりませんが、交換に要する費用の見積もりを取るなど、必要な情報収集を行い、対応を検討したいと考えております。予算計上の際はよろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 添付資料に一応写真も、壊れたロッカーを載せているんですが、私も数えたんですよね。30幾つかあるうちの十四、五がもう壊れていて、ほぼ5割近いんじゃないかなというような感じだったんで、早急に見積書取って、予算上げてほしいなど。早急にまた改修してもらえれば、利用者も心よく利用できるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次なんですが、須恵町の公式ホームページ内の「ほたるの湯をご利用ください」を開くと、休

憩スペース等の写真が添付され、くつろげるスペースと紹介されています。しかし、現在はスカイウェルが5台設置されており、ホームページの内容と異なっています。このようになつたいきさつをお尋ねします。

また、ホームページの現状への更新が必要ではないでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 令和元年度10月に須恵町包括支援センターを福祉センター内に設置し、令和2年1月から新型コロナウイルス感染症の影響により施設を休館しております。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により相談室が不足し、憩いのスペースを生活福祉資金の特例貸付相談場所として活用し、ヘルストロン室を相談室に改修しております。同時に、憩いのスペースにスカイウェルを5台設置しております。

御指摘いただきましたホームページにつきましては、目まぐるしく変わっており、変更した際にホームページの更新をしないまま、古い情報を掲載したままにしておりました。更新されていなかった情報につきましては、更新をし、公開をしております。今後このようなことがないよういたします。申し訳ございませんでした。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） ありがとうございます。更新されたということですので、利用者の方もホームページを見て、現状との差異がないことに、普通に使えるのがいいと思っておりますので、ありがとうございます。

次に、利用者の制限についてお尋ねします。

一応資料写真を添付しているので、参照していただけたらと思います。

入浴券の券売機左上に、「皮膚病・性病、その他感染症のおそれがある方の入浴はご遠慮願います。ほたるの湯」と貼り紙がしてあります。どのような事情でこのような貼り紙をされているのかと、また、いつから貼られているのかをお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 公衆浴場法4条では、「伝染性の疾患にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない」と定められており、当施設においても感染を防止するため、そのおそれがある疾患をお持ちの方に対して御遠慮いただくため、貼り紙をさせていただいております。

掲示開始時期については、不明でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 感染のおそれがある、拒まなければならぬというのは、私も存じておりますが、ただ、例えば、性病が入浴中にうつるのかちょっと分かりませんし、感染症につ

いては当然そうかなと思います。ただ、私が気にしているのは、皮膚病と書かれているんですね。皮膚病というのは、広い範囲で皮膚病があるんですけど、その皮膚病のうつる病気に関しては駄目かと思うんですが、例えば、アトピー性皮膚炎とかは、僕、うつらないのかなと思うんですが、その辺を広いくくりで皮膚病とうたっていることについて、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） いいですか。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 議員がおっしゃられるように、皮膚病というのもいろいろな皮膚病があるかと思います。こちらに記載しているのは、公共の施設のため、感染する疾病、疾患の方のある方について、入浴を御遠慮いただきたいという旨で、記載はさせていただいている状況でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 例えば、僕は思うには、民間の例えばスーパー銭湯等で営業しているのは、そういうのを書かれても、別に僕は営業的、お客様を制限してもいいのかなと思うんですけど、ただ、町が運営する福祉センターの中のほたるの湯として、確かに健康な肌をお持ちの方が、例えば皮膚疾患がある人を見て嫌な思いをするかもしれませんし、うつらないかもしれないけど、どうかなと思う部分もあります。ただ、そこまで皮膚病を入れて制限する必要があるのかなというのが、僕はちょっと疑問に思うところであります。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 語彙が足らないといふんであれば、説明しますけども、あくまでも公衆浴場ですから。その中で、一応こちら側とすれば、今まで貼り紙してなかつた部分で、それ落ち度なんですね。貼ってなければ誰でも入っていいわけですよ。その部分の語彙が足らなかつたんだろうと思いますけども、その中で伝染性のある皮膚病については御遠慮くださいという形で、制限はかけるべきだと思います。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） ということは、ここに書かれている貼り紙は、感染するおそれのある皮膚病の方は入っちゃ駄目ですよというふうに解釈でよろしいですか。（発言の声あり） そしたらですね、感染症ってうたうだけでいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） いろんな方が利用されるんですよ。広義に書くと自分はいいやないかって言われるから、ある程度、公衆浴場ですから、貼ってなかつた、こっちが悪いんであって、ある程度そうしないと、町民の方々が利用される施設ですから、極端なことを言うと常識の範囲で使

ってもらえりやいいんですよ。それを今、逆に言うと、議員がおっしゃっているの、こじつけになります。逆に。だから、それは常識の範囲でね、貼り紙なさっているのを見られた人たちが常識で判断されると。それを広義で、感染症、それはどうでも捉えられるじゃないですか。だから、それは行政としては無理です。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 貼り紙はそのままということで分かりました。実際自分も、言っても仕方ないでしようけど、若干皮膚病を患っていました、実際あの貼り紙を見たときに、ああ、僕入ったらいかんじやないかなとか思ったわけですよね。そう思う人がやっぱり何人かおられるんじやないかなと思って、ちょっと今回このように質問させていただきました。町長がおっしゃられるように、個人の判断で、常識の範囲で利用してくださいよというならば、その辺は理解できましたので、そのようにさせていただきます。

また、実際、私が利用して今回3点ほど問題点、問題というんですか、気づいた点を質問させていただきました。

また、ほかにも改善の余地がないか、確認作業とかを実施する予定はありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。今の問い合わせ、関連してですけども。平松町長。

○町長（平松 秀一） 一応管理は社会福祉協議会にお任せしています。実際入っているのは、シルバー人材センター入っていただいておりますので、担当課長のほうから社会福祉協議会に行って、いろんな問題点あるかどうか確認させます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） ありがとうございます。確認していただけることなので、ますます施設がいい施設になることを望むものであります。

また、そのことによって、利用者がたくさん増えることを祈念することとし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） これで、男澤一夫君の一般質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後2時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、6月13日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午後1時40分散会

令和7年 第2回（定例）須恵町議会会議録（第3日）

令和7年6月13日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和7年6月13日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第31号 令和6年度須恵町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第32号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第 3 議案第33号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 4 議案第34号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第35号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第36号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第37号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第38号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第39号 財産の貸付の変更について
- 日程第10 議案第40号 財産の取得について
- 日程第11 議案第42号 令和7年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第43号 令和7年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第44号 令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第21 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 31 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第 32 号 令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 3 議案第 33 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 4 議案第 34 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第 35 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 36 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 37 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 38 号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 39 号 財産の貸付の変更について
- 日程第 10 議案第 40 号 財産の取得について
- 日程第 11 議案第 42 号 令和 7 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 43 号 令和 7 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 44 号 令和 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 45 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 46 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 議案第 47 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議案第 45 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 46 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 19 議案第 47 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 21 議員の派遣について

出 席 議 員 (12名)

1番	平 山 諭	2番	川 原 幸 治
3番	白 水 春 夫	5番	男 澤 一 夫
6番	稻 永 辰 己	7番	川 口 満 浩
8番	百 田 輝 子	9番	三 角 栄 重

10番	猪 谷 繁 幸	11番	欠 員
12番	三 上 政 義	13番	田 ノ 上 真
14番	松 山 力 弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	課長補佐	白 水 婦 美
-----	-------	------	---------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稻 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公園緑地課長	世 利 昌 信	こども家庭課長	吉 川 聰 士
地域振興課長	平 山 幸 治	都市整備課長	中 牟 田 健
福祉課長	安河内ひとみ	住 民 課 長	百 田 敦
会計管理者	横 山 剛	学校教育課長	吉 本 孝 治
健康増進課長	舛 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子育て支援課長	稻 岡 慎 太 郎	社会教育課長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総務課課長補佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。本日最終本会議になりましたけれども、各常任委員会のほうで慎重審議されたと思いますので、本日の採決をよろしくお願ひいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本会期中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議会運営委員長（川口 満浩） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

本日、午前9時00分から、議会運営委員会を開催いたしました。

今回、追加提出された議案は、条例改正1件、工事請負契約の締結2件でございます。

委員会付託は、3件とも総務建設産業委員会です。

当初本会議で付託された議案を採決後、追加された議案について提案理由の説明を受け、総務建設産業委員会で審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより議事に入ります。

日程第1. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第31号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。

それでは、議案第31号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億2,892万5,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、歳入16款第2項不動産売払い収入について、当該地3件の平方メートル単価を

問うもの。答弁として、1件目、旅石の宅地が6万4,763円。2件目、上須恵の道路が2万4,644円。3件目、佐谷の公衆用道路が2万6,319円というものでした。17款1項 まち・ひと・しごと創生推進寄附金について、基金に積み立てないようあるが、使途を問うもの。答弁として、100万円を特産品の支援補助金に、それ以外の30万円を、アンビシャス文庫のほうに充てる、というものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審議を行っておりますので、質疑を省略し、これより、議案第31号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第31号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、承認です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第31号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第10号）の専決処分については承認することに決定いたします。

日程第2. 議案第32号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第32号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第32号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分した補正予算の承認を求めるものです。

令和6年度歳入歳出補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,185万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,189万2,000円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正による、としています。

歳入では、保険税の収入見込みや国・県の補助金等の決定額等、決算見込みのより増額補正をしております。

6ページ、1款国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税の決算見込みから

3,274万6,000円の減額補正を行っています。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で1億7,551万7,000円の減額補正を行っています。歳出、保険給付費の療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の減によるものです。

8ページ、5款繰入金では、一般会計繰入金437万6,000円を減額補正です。内訳として、給与費等繰入金156万6,000円の減、出産育児一時金繰入金666万6,000円の減、その他一般会計繰入金、決算見込みにより385万6,000円の増、7款諸収入は、国保税滞納延滞金、雑入の決算見込みによるもので、78万7,000円の増額補正を行っています。

歳出では、各費目ともに決算見込みにより、不用額を減額補正しております。

14ページ、1款総務費では、1項総務管理費から3項運営協議会費まで、それぞれの決算見込みにより113万7,000円の減額補正を行っています。

16ページ、2款保険給付費では、1項療養諸費から5項葬祭諸費までを、同じく決算見込みにより2億611万7,000円の減額補正を行っています。

20ページ、5款保健事業費287万円の減額補正は、医療費適正化事業及び特定健診・特定保健指導実施事業の各科目の不用額を減額しております。

22ページ、7款諸支出金は、不用額32万3,000円の減額補正を行っております。

8款予備費は、不用額140万2,000円の減額補正をしております。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で、承認しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第32号について、採決に入れます。本案に対する、委員長の報告は、承認です。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第32号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第3. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第33号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稻永辰己君。

○総務建設産業委員長（稻永 辰己） おはようございます。議案第33号須恵町税条例の一部を

改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものです。

内容は、住民税関連において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、大学生年代の子などに関する新たな控除として、特定親族特別控除が創設されることに伴う改正です。固定資産税関連では、大規模修繕が行われたマンションの減額措置について、マンションの管理者等から必要書類の提出がある場合は、区分所有者からの申告書の提出がなくても、減額措置の適用を受けることができるとする改正等です。

軽自動車税関連では、本年11月から始まる新たな排ガス規制により、50ccの原付バイク生産廃止が確実視される中、その代替車両である125ccの排気量ながら、最高出力を従来の50cc原付バイク並みに抑えた新基準原付について、その税額を50ccの原付バイクと同じ2,000円とするものです。また、マイナンバーカードと運転免許証が一体となった、いわゆるマイナ免許証が本年3月から運用開始されたことに伴い、軽自動車税種別割減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の改正であり、マイナ免許証を提示する場合は、マイナンバーカードに格納された免許情報記録番号を減免申請書に記載する等の改正です。

町たばこ税関連では、加熱式たばこにおいて、重量と価格によって紙巻きたばこに換算している課税方式について、重量のみで換算する方法への見直しと一定量の重量以下のものは、紙巻きたばこ1本と換算する法改正が行われたことにより、規定を新設するものです。

その他、公示送達について、現在、庁舎にあります掲示板に掲示することで行っている公示送達を、町のホームページに公示事項を表示する措置を取るとともに、役場の掲示場または庁舎に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで、公示送達を行うことを可能とする改正です。

附則において、この条例は令和7年4月1日から施行されるものから、段階的に施行されるもの、公示送達・町民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税に関する経過措置を定めています。

質疑として、この条例の改正により、税収はどうなるのかを問うものがありました。答弁として、住民税については、特定親族特別控除の創設により、150万円から200万円程度税収が減ることになる。また、軽自動車税については、原付の排気量の基準が変わるだけで、税収的には変わらない。たばこ税については1%程度、260万円程度の増収を見込んでいるとの回答がありました。

また、マイナ免許証の運用開始に伴い、軽自動車税の身障者減免申請の方法を問うものがあり

ました。答弁として、マイナ免許証に格納されている免許情報記録の番号を、申請書に記載してもらう必要がある、との回答でした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で承認しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について、採決に入れます。本案に対する、委員長の報告は、承認です。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第33号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については承認することに決定しました。

日程第4. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第34号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第34号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページです。

提案理由です。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものです。

3ページ新旧対照表です。

第3条課税額です。第2項基礎課税額（医療分）の限度額を、65万円から66万円に改正するとしています。第3項後期高齢者支援金等課税額の限度額を、24万円から26万円に改正するとしています。これによって、国民健康保険税の課税限度額が、106万円から109万円に、合計3万円引き上げられることになります。

第25条国民健康保険税の減額におきましても、同様の改正を行っております。

4ページ、低所得世帯への軽減判定所得基準の引き上げです。第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を、29万5,000円から30万5,000円に引き上げるとしており、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を54万5,000円か

ら56万円に引き上げるとしています。

2ページに戻っていただいて、附則です。第1項で、施行期日を、この条例は令和7年4月1日等から施行するとし、2項でこの条例による改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で、承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第34号について、採決に入れます。本案に対する、委員長の報告は、承認です。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第34号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については承認することに決定しました。

日程第5. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第35号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稻永辰己君。

○総務建設産業委員長（稻永 辰己） 議案第35号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布され、令和7年10月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

内容は、職員から妊娠・出産に関する申出があった場合に、任命権者は、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供及び、制度利用の意向確認等を行うことに関する規定を追加するものです。また、今回の改正に伴い条ずれを整理し、関連する条文の引用箇所についても修正を行います。

附則第1条で、この条例は令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行するとしています。附則第2条で、令和7年10月1日前においても、改正後の条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができるとしています。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を御覧ください。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第35号について、採決に入ります。本案に対する、委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第35号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稻永辰己君。

○総務建設産業委員長（稻永 辰己） 議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布され、令和7年10月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

内容は、部分休業制度において、現行制度に加え、一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、一日の勤務時間の全部又は一部について、勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を、小学校就学の始期に達するまでに引き上げる規定を追加するもので、併せて文言の修正を行っております。

附則として、第1条で、この条例は、令和7年10月1日から施行する。第2条で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における、部分休業の承認の請求をする場合における改正後の条例第18条の4の規定の適用について、経過措置を規定しております。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を御覧ください。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について、採決に入ります。本案に対する

委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第37号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第37号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1ページ、提案理由です。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和6年11月29日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表をお願いします。

第16条第2項家庭的保育事業所等の施設において、これまで栄養士の指導が受けられる体制にあることを求められていました。他方、管理栄養士の国家試験において、これまで栄養士免許が必要だったのが、今年度の試験からその必要がなくなったので、管理栄養士は資格を取る過程において、栄養士免許に必要な要素を習得していることから、代替的に扱うことが可能であるので、今回の改正にて、現行の栄養士に管理栄養士を加えることにより、現場における人材確保の柔軟性を高めることを目的とするものです。なお、本町に家庭的保育施設はございません。

2ページ、附則です。

この条例は、公布の日から施行する、としています。

質疑として、栄養士の資格取得後、管理栄養士資格を取得できるのではないかとの質疑に、今までそうでしたが、今回の改正により栄養士免許が必要なくても管理栄養士資格を取得することができ、栄養士が減っていく可能性があるので、本町も将来的にそのような施設ができたときに対応できるように、改正を行うとの答弁がありました。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。よって、議案第37号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第37号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第38号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稻永辰己君。

○総務建設産業委員長（稻永 辰己） 議案第38号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、水道法施行規則の一部改正が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

今回の改正は、布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件に関する条例中、水道法施行規則を引用している条文が改正により繰り下がり、条ずれが生じ、所要の改正を行うものです。

改正点について、新旧対照表で説明いたします。

3ページをお願いします。

第3条では布設工事監督者、第4条では水道技術管理者の有すべき資格を定めていますが、第3条では第11号において、第4条では第8号の条文において、水道法施行規則の条文を引用しており、土木施工管理に係る1級の技術検定に合格したものと定めています。

この引用条文が、水道法施行規則の改正により繰り下がり、条ずれが生じ、そのため、第3条第11号中の改正前の第34条を改正後は第37条に、第4条第8号中の改正前の第34条を改正後は第37条に改めるものです。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第38号について、採決に入ります。本案に対する

委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。議案第38号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第9. 議案第39号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第39号財産の貸付の変更についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第39号財産の貸付の変更について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

財産を貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により本議会の議決を求めるものです。

貸付する財産、土地、所在、福岡県糟屋郡須恵町大字旅石523番地。地目、学校用地。地籍、6,602平方メートル。建物、変更前、所在、福岡県糟屋郡須恵町大字旅石523番地。構造、木造平屋建て園舎、木造2階建て倉庫。面積、2,100.99平方メートル。変更後、所在変更なし。構造、木造平屋建て園舎。面積、2,011.65平方メートル。貸付の期間、令和4年4月1日から令和34年3月31日までの30年間。貸付の価格、土地無償。建物、月額30万円。貸し付けの相手方、名称、社会福祉法人豊和福祉会。所在地、福岡県福岡市東区下原2丁目22番3号。代表者、理事長薄和哉。

提案理由としまして、れいんぼー幼稚園の園舎の倉庫を解体することに伴い、貸し付ける建物の構造及び面積に変更が生じたので提案するものです。今回の変更につきましては、本町においていまだに待機児童が出ていることと、4月はゼロなのですが、年度途中には2桁に達している状況である、来年度からこども誰でも通園制度、保育施設に通っていないゼロ歳から2歳児を月10時間以内で、いつでも預けられるという制度を実施しなければならないため、待機が出ている本町では実施が難しい現状にあります。このことを憂慮した豊和福祉会の薄理事長が、協力の申し出をしてくれたとのことです。

工事は豊和福祉会が行い、れいんぼー幼稚園の倉庫部分を取り壊して園舎を増築することで、待機の出ている1、2歳児の定員が36名増と、こども誰でも通園制度で5名受け入れが可能となります。工事は今年度中に終わり、来年4月から受け入れ開始となる見込みとのことです。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第39号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第39号財産の貸付の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第40号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第40号財産の取得についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第40号財産の取得について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、学習用タブレットPC端末868台。取得の方法、指名競争入札。取得価格、4,678万5,200円。契約の相手方、福岡県福岡市博多区千代2丁目1番15、株式会社学映システム福岡営業所所長、松尾雄一郎。

提案理由として、GIGAスクール構想第1期で導入した上記財産について、須恵中学校及び須恵東中学校の端末を第2期により更新するため、財産を取得するものです。入札結果です。指名業者9社、内辞退が6社、入札無効1社、直前での指名停止1社で、1社での入札実施となっています。落札率は98.0%、5月22日仮契約を締結し、本議会で議決となれば、議決日をもって契約の効力が生じ、本契約となるものです。

質疑として、この台数は、須恵中学校と須恵東中学校全生徒分を更新かの質疑に、須恵中と東中両方ですと1,000人以上いますので、基本的には、3年生のほうからと答弁がありました。タブレットPC端末のスペックについて上がっているのかとの質疑に、後型機なのでスペック的には上がっているとの答弁がありました。メーカーは、国からの補助金が5万5,000円のことは分かっているのかの質疑に、たぶん分かっているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。よって、議案第40号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第40号財産の取得については委員長報告のとおり、可決されました。

日程第11. 議案第42号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第42号令和7年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第42号令和7年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和7年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,554万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億1,554万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による、としております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、歳出、8款4項緑地管理事業について、山の神区の樹木伐採の詳細を問うもの。

答弁として、地元要望により、山の神公園とほこら周辺で計4本の伐採と剪定を実施する、というものでした。関連で、佐谷区の樹木伐採の詳細を問うもの。答弁として、地元要望により、上永原集会所と隣地の工場の間に計17本、伐採する。さらに竹林400平方メートル以上の伐採を考えているが、隣地の境にスペースがないので、足場を持込み、人力で切っていく。その分、高額にはなるが、地元でやれるところはやっていただき、詳細を詰めた上で発注を考えている、というものでした。

10款2項小学校給食事業について、米の高騰により米飯を使用したメニューの変化を問うもの。答弁として、米飯の回数は、給食の献立委員会と栄養士が決める。米食とパン食をミックス

した献立を、1か月分ずつ立てている。特に変わりはない、というものでした。

同じく10款2項第二小学校教育振興事業について、重点課題研究の内容を問うもの。答弁として、第二小学校の研究課題を県が行う事業として、児童生徒のウェルビーイング教育をテーマに、期間3年間で受けた。今年度が1年目ということで、歳入で県補助金を10万円計上している、というものでした。

10款3項須恵中学校教育振興事業について、ランチサービスの補助を問うもの。答弁として、入札による委託契約なので変更はない、というものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより、議案第42号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第42号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第42号令和7年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第43号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第43号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第43号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

令和7年度歳入歳出予算書1ページをお願いします。

令和7年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億9,860万円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正による、としています。

6ページ、歳入です。

3款1項国庫補助金660万円の増額は、歳出の子ども・子育て支援制度の創設対応における委託費に充当する子ども・子育て支援事業費国庫補助金です。

8ページ、歳出です。

1款1項総務管理費660万円の増額補正は、子ども・子育て支援制度の創設に伴う国民健康保険システムの改修業務委託料です。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で、可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第43号について、採決に入れます。本案に対する、委員長の報告は可決です。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第43号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第44号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第44号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ209万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,109万円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページ、歳入です。

6款1項国庫補助金209万円の増額補正は、歳出の子ども・子育て支援制度の創設対応業務に充当する国庫補助金です。

3ページ、歳出です。

1款1項総務管理費209万円の増額補正は、子ども・子育て支援制度の創設に伴う後期高齢者医療システムの改修です。後期高齢者医療の保険料と子ども・子育て支援金を案分しての徴収や、収納管理システムの改修を行います。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第44号について、採決に入ります。本案に対する、委員長の報告は可決です。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第44号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第45号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第45号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第45号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布され、同日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

改正の概要ですが、国の基準に合わせて、別表1に定める選挙関係の非常勤職員の報酬額を改定するものでございます。

附則として、第1条でこの条例は、公布の日から施行する。第2条で、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第45号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第15. 議案第46号

○議長（松山 力弥）　日程第15、議案第46号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子）　議案第46号工事請負契約の締結についてでございます。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第一小学校長寿命化改良工事（第2期）。契約方法、指名競争入札。請負金、4億1,024万5,000円。請負者、因・荻原特定建設工事共同企業体、代表者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2、因建設株式会社、代表取締役因善嗣。契約保証の方法、契約保証金、前払い保証事業を行う保証事業会社の保証4,102万5,000円。条件として、工期は契約の効力が生じた日から令和7年10月31日までとなります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第46号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥）　御異議なしと認めます。よって、議案第46号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第16. 議案第47号

○議長（松山 力弥）　日程第16、議案第47号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子）　議案第47号工事請負契約の締結についてでございます。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵中学校体育館空調整備工事。契約方法、指名競争入札。請負金、1億7,072万4,400円。請負者、福岡県福岡市東区多々良2丁目31—30、株式会社九州空調、代表取締役住本真理。契約保証の方法、契約保証金履行保証1,707万3,000円。条件として、工期は、契約の効力が生じた日から令和7年12月26日までとなります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第47号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号を総務建設産業委員会に付託します。

ここで、総務建設産業委員会開催のため、暫時休憩します。

再開は、委員会審査の状況を見て、事務局より連絡させます。

暫時休憩いたします。

午前11時04分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。（発言の声あり）

5番、男澤一夫君。許可します。

○議員（5番 男澤 一夫） 議案第39号の貸付の相手方の呼称を間違っておりましたので、訂正させていただきます。

「名称、社会福祉法人豊和（トヨカズ）福祉会」と申し上げましたが、正式には「社会福祉法人豊和（ホウワ）福祉会」が正しい呼称でございます。

この場を借りまして、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（松山 力弥） よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

----- • ----- • -----

日程第17. 議案第45号

○議長（松山 力弥） それでは、日程第17、議案第45号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稻永辰己君。

○総務建設産業委員長（稻永 辰己） 議案第45号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布され、同日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

今回の改正は、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行についても国が負担する経費で、地方公共団体に交付するものの基準を改定す

ることなどを目的とするもので、選挙関連の非常勤職員の報酬額の改定を行うものです。

改正後の報酬額は、期日前投票所の投票管理者日額1万2,800円、開票管理者日額1万2,200円、選挙立会人日額1万100円、開票立会人日額1万100円、期日前投票所の投票立会人日額1万900円、指定施設における不在者投票の外部立会人日額1万2,400円とするもので、国政選挙以外の選挙、県知事県議、町長、町議選挙においても適用します。

附則として、第1条で、この条例は公布の日から施行する。第2条で、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降、その期日を公示され、又は告示される選挙、つまり来月執行予定の参議院選挙から適用されます。施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、これまでの報酬額が適用されます。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を御覧ください。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で、可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第45号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。議案第45号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第46号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第46号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稻永辰己君。

○総務建設産業委員長（稻永 辰己） 議案第46号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵第一小学校長寿命化改良工事（第2期）。契約方法、指名競争入札。請負金、4億1,024万5,000円。請負者、因・荻原特定建設工事共同企業体。代表者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2、因建設株式会社、代表取締役因善嗣。契約保証の方法、契約保証金、前払保証事業を行う保証事業会社の保証4,102万5,000円。条件、工期は、契約の

効力が生じた日から令和7年10月31日までとなります。

今回の工事につきましては、本店が須恵町または近隣市町にあり、建築に関わる国家資格保有者が在籍している事業所12社を指名し、その中で5つのJV、特定建設工事共同企業体が結成されました。4月23日に指名通知及び設計書等を配布、5月29日に入札会を実施し、落札率は97.86%。請負金の支払いは、40%の前金払制度と20%の中間前金払を適用します。

6月6日仮契約を締結し、本議会での議決をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑として、工期について問うもの。答弁として、不測の事態がなければ、工期に間に合う。問題があった場合は、延長の可能性もある、との答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で、可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第46号について、採決に入れます。本案に対する、委員長の報告は可決です。よって、議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第46号工事請負契約の締結については委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第47号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第47号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稻永辰己君。

○総務建設産業委員長（稻永 辰己） 議案第47号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵中学校体育館空調整備工事。契約方法、指名競争入札。請負金1億7,072万4,400円。請負者、福岡県福岡市東区多々良2丁目31—30、株式会社九州空調、代表取締役住本真理。契約保証の方法、契約保証金履行保証1,707万3,000円。条件、工期は、契約の効力が生じた日から令和7年12月26日までとなります。

今回の工事につきましては、本店または支店が近隣市町にあり、管理技術者が在籍している事業所7社を指名。5月14日に指名通知及び設計書等を配布、5月29日に入札会を実施し、落札率は92%。請負金の支払いは、40%の前金払制度と20%の中間前金払を適用します。

6月5日仮契約を締結し、本議会での議決をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑として、体育館の使用の影響について問うもの。答弁として、事業について影響が出ないようとする、との答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について、採決に入れます。本案に対する、委員長の報告は可決です。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第47号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出があつておるので、お諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より消防訓練活動及び税務課の業務について、文教厚生委員会より子ども・子育て支援事業について、以上、各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第21. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第21、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

ここで、お諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正是、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和7年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時57分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 松山 力弥

署名議員 8番 百田 輝子

署名議員 9番 三角 栄重